## JICA 環境社会配慮ガイドライン第九回改定委員会議題

平成十五年六月二日(月曜日)

午後二時開議 TIC 東京国際センター・講堂

出席委員 (敬称省略)

共同議長/委員 原科 幸彦 東京工業大学	総合理工学研究科教授
----------------------	------------

共同議長/委員 國島 正彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

 ビューロー/委員
 川村 暁雄
 APEC モニターNGO ネットワーク

 ビューロー/委員
 山田 彰
 外務省経済協力局無償資金協力課長

 委員
 森嶋 彰
 広島修道大学人間環境学部教授

安貞 採鳴 彰 広島修道人子人间環境字部教授 委員 村山 武彦 早稲田大学理工学部複合領域教授

委員 吉田 恒昭 拓殖大学国際開発学部教授

委員 澤井 克紀 国際協力銀行環境審査室環境2班課長

委員 作本 直行 アジア経済研究所主任研究員

委員 佐藤 彰祝 社団法人海外コンサルティング企業協会

環境部会代表

委員 石田 恭子 環境・持続社会研究センター

委員 西井 和裕 フィリピン情報センター・ナゴヤ

委員 松本 郁子 FoE Japan

委員 松本 悟 メコン・ウォッチ

委員 櫻井 繁樹 経済産業省貿易経済協力局技術協力課長

委員 稲葉 一雄 国土交通省総合政策局国際業務課長

委員 小川 晃範 環境省地球環境局環境協力室長

委員 田中 研一 国際協力事業団 国際協力専門員

深田 博史 国際協力事業団 企画・評価部長

富本 幾文 国際協力事業団 企画・評価次長

ビューロー 鈴木 規子 国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

ビューロー/委員 片山 徹 社団法人海外環境協力センター専務理事

委員 木下 良智 農林水産省総合食料局国際協力課長

委員 沼田 幹男 外務省経済協力局技術協力課長

委員 河野 章 外務省経済協力局国別開発協力課長

○ **原科共同議長** それでは定刻になりましたので、開始致します。國島共同議長と、私、 原科が担当しておりますが、本日は私が担当致します。

それでは、今日の議事次第に従いまして、「第 8 回改定委員会以降の事務報告」でございます。これは、事務局からお願い致します。

○ 事務局 鈴木(以下 鈴木) それでは、事務報告をさせて頂きます。その前に、配布した資料の確認をさせて頂きます。「第9回改定委員会 EC.9/1」と右側に書いてある厚いものが1つ。それから、「EC.9/8」と書いてあります「農林水産省木下委員からのご意見・ご質問」という1枚の紙が1つ。それから、本日お配り致しました、「EC.9/5-6入札情報」という長野県の例の紙が1枚。以上、3種類の資料となっております。もし、お手元にない方がいらっしゃいましたら、こちらから改めて配布させて頂きます。

それでは早速、事務報告に入りたいと思います。厚い資料の「EC.9/1」を1枚めくって頂くと、下に2ページと書いてあるところでございます。まず、前回の委員会以後ということで、「ガイドラインの法的な位置づけと適用範囲について」JBICの澤井委員から頂いております。本日ご出席されておりますが、ご出席出来ない可能性が当時高かったので、メールでこのようなご意見がございましたので、簡単に言及させて頂きます。森嶋委員より「法的な議論の位置づけ」という議論が、前回の委員会で出たことに対してのお答えでございます。JBICの業務方法書に「別途定める環境配慮のためのガイドラインを方針とし、業務運営を行う」と記載されている点。それから、適用範囲については個々のプロジェクトレベルが明確で、具体的に対応できるものについて確認することが基本的考え方であるということについて、メールでお答えがございました。

これを受けまして森嶋委員より、JICAのガイドラインも JBIC と同様に業務方法書に記載し位置づけを明確にする必要があること、適用範囲については澤井委員と同意見であり、要素を一律的に定めるのは適切ではないとの意見表明がございました。これにつきまして、適用範囲等については、本日の「ガイドラインの適用範囲」の議論のところで、恐らくされるものと理解しておりますが、もし澤井委員より何かご説明頂けるのでしたら、一言頂いた方がよろしいかと思います。いかがでしょうか。

○ **澤井委員** それでは簡単にご説明致しますと、前回の委員会の最後に森嶋委員より「JICA のガイドラインも、法的な位置づけを明確にした方がいい」というご提案がありました。そこで JBIC の場合はどうかということですが、JBIC のガイドラインについて言えば、国際協力銀行法で作成が求められております業務方法書の中に、「別途定める環境配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行う」という記載がされております。同じように、銀行法の中に作成が求められております、海外経済協力業務実施方針、これは3年間のアクションプランのようなものなのですが、この実施方針の中にも、ガイドラインに基づき環境審査を行っておりますということを記載しております。これを法的な位置づけと呼ぶことも可能かもしれませんが、ガイドラインそのものは、

それ以上のものでも、それ以下のものでもなく、特に罰則規定があるわけではありません。重要なことは、JBICとして、ガイドラインを指針として業務運営を行うと公にコミットしているということだと思います。Complianceを考えますと、実質的に制度化しているものだと考えております。適用範囲については、その時にご説明させて頂きたいと思います。

○ **鈴木** それでは続きまして、事務報告の2点目に移りたいと思います。前回日程等、議論の進め方を踏まえまして、若干委員会のスケジュールを増やしまして、それぞれの委員会でどのようなことを議論するかという紙を、事務局で作成致しました。お手元の今ご覧になっている資料の9ページの後ろ、「EC.9/4」と書いてあるところでございます。こちらに、スケジュール案(第2版)というものをつけております。今日が6月2日月曜日でございますので、その後、6月20日、27日、7月11日、14日まで、13回までの日取りを記載しております。論点の協議ということで、それぞれの回で何を議論するかということを、仮置きで入れております。

これをベースに8月上、下旬、次のページに参りまして、9月上旬の改定委員会提言の完成に向けてスケジューリングをさせて頂いております。これからの議論の進み方によりまして、回数を増やさなければならない、毎回の議論が違った論点になってくる場合もございますが、だいたいこのような形で進めさせて頂きたいと思います。これでもしよろしければ、ホームページ等に載せまして、今後外部からの当日参加の方々がより参加しやすいような形にしていきたいと思っております。事務報告としては、以上でございます。

○ **原科共同議長** どうもありがとうございました。スケジュールが 6、7回では難しいので、これをご覧のように 10回程度になりますが、私は最初から 6、7回では難しい、10回はかかると申し上げましたが、だいたいその通りでございます。これ以上増えてしまうと困りますので、なるべく増えないようにご協力願いたいと思います。

それでは、次にビューローによる打ち合わせの報告でございますが、これは何かございますか。

○ **鈴木** だいたい今のようなお話を打ち合わせさせて頂きました。

------<del>\</del>------

- **原科共同議長** それでは3番目の本題に入ります。論点の協議で、「I.基本的事項」の「2.ガイドラインの目的」でございます。お手元の資料で申しますと、「EC.9/2」というところでございます。ここの1、2ページに書いております。1ページに「基本的事項」、2ページ目の中ほどに「ガイドラインの目的」となっております。これは既に議論致しましたが、この件に関してさらにご意見頂きたいと思います。これは、特に訂正しておりませんか。
- 鈴木 はい。特に直しておりません。
- **原科共同議長** 今このような形式の表現になっておりますが、何かご意見ございますか。

櫻井委員、どうぞ。

- **櫻井委員** 基本的事項の「EC.9/2」のところを今議論するということで、よろしいでしょうか。
- 原科共同議長 はい。
- **櫻井委員** 先日も意見を述べましたが、基本的事項の環境社会配慮の基本方針の①のところで、私は明確に今回の環境配慮というのは、「努力を支援する」というのは、シンプルに「配慮を支援する」ということでいいのではないか。そうして頂きたいと明確に意見を述べさせて頂いているのですが、そこはどのような扱いになっているのでしょうか。いつもこの場で議論したことは、それなりに答えを出す、きちんとしながら進めるのだというお話だったかと思いますが、一番大事なところですので、私はコメントを出させて頂いたのですが、これはどのような扱いになっているのでしょうか。
- 原科共同議長 これは、事務局としてはいかがでしょうか。
- **鈴木** 特に基本方針のところに頂いたご意見に基づいて書き換えはしておりませんが、「努力を支援する」ということではなく、「適切な環境社会配慮を支援する」というものが、この間の委員会での皆様の合意だったかと思います。これを受けまして、ガイドラインの提言起草グループからの提言を頂いて、それをベースに JICA として書き換える時に、きちんとそのご意見を踏まえまして、作っていきたいと考えております。頂いたご意見に対して全て書き換えていきますと、大変な作業になってしまいますので、そのご意見については、こちらできちんと議事録に残しております。
- **原科共同議長** おっしゃるように、議事録でご覧のように、色々とご意見を頂いておりますので、概ねそのようなことになったと私も理解しておりましたが、確定したということにしておりませんので、それはその都度明確にしていった方がいいと思います。提言が出来るまで待っているよりもいいと思います。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 私は、本当にうまくいくかどうか分かりませんが、今回の色々な議論を構造化する議事録を、システムに組み入れながら行っております。私が見る限りでは、今の櫻井委員のご意見は重要なものとなっておりますので、それを提言起草グループで提言を作成する際に、どう考えても逆の発想という内容のものを、今のところ提言の内容になるとは私自身思っておりません。今おっしゃったようなご意見は、提言起草グループの中に必ずや明確に反映されて、その後の処置は今鈴木さんがおっしゃったように、JICA でそれを受けて、JICA なりに案を作っていくと理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。
- **櫻井委員** 結構でございます。アンダーラインまで引いておりますので、それはそのような形だと思います。丁寧なご説明、ありがとうございました。
- 原科共同議長 それでは、他にございますか。小川委員、どうぞ。
- **小川委員** 今、目的のところの議論ということで、よろしいでしょうか。
- 原科共同議長 はい。

- 小川委員 環境省の小川です。目的につきまして、最初の文章で「JICA の責任ある環境社会配慮の確認と支援の姿勢を示すもの」となっておりますが、コアにある目的というものは、JICA の協力事業に関する環境社会配慮を確保するということだと思います。姿勢というものは気分の問題でありますので、実際には、具体的に環境社会配慮を確保するということが目的になると思います。それから、次に手続き、基準、要件を示すということは、これはあってもいいかと思います。最後の「開発途上国に対し環境社会配慮の適切な実施を促す」ということもあっていいと思います。それから JBIC のガイドラインでは、これに付け加えまして、JBIC としてのアカウンタビリティの確保をこれで果たすということが目的に入っておりました。それは JICA でもどこかで、目的のところに入れるか、他の所に入れるかということはありますが、明確にしておくべきだと思います。以上です。
- **原科共同議長** そうしますと、今の姿勢を示すものという表現ですと、積極性が見られないので、この表現は変えるべきだというご提案ですか。確保するということを明示するようにということです。この件はいかがでしょうか。2ページ目の中ほどにあります目的の記載です。ガイドラインの目的は、「JICA の責任ある環境社会配慮の確認と支援の姿勢を示すもの」となっております。これは「環境社会配慮の確保をするためのもの」というような表現になるかと思います。いかがでしょうか。事務局からは、どのような趣旨で案を作られたのでしょうか。
- **鈴木** きちんとした細かいチェック項目というものを、このガイドラインで設けるのではなく、基本的にこの環境社会配慮を行うにあたって、どのような基本原則、且つどのようなカテゴリー分けをするかということも含めた手続き、そういった全体的な考え方を示すという意味での姿勢ということでございますが、決して精神規定だけで、実行性が伴わないということではございませんので、文言的にはあえて姿勢というものにこだわるものではなく、きちんと確保するのだという明確な意思や手続きを示すという趣旨でございます。
- **原科共同議長** では、確保するためのものという表現でよろしいのでしょうか。今の件はそのように致します。前にもこのような議論はしたかと思いますので、概ねよろしいかと思います。それでは、そのように致します。他にございますか。澤井委員、どうぞ。
- 澤井委員 先程ありました、適用範囲のところです。
- **原科共同議長** 少々お待ち下さい。適用範囲のところは次のところですので、待って下さい。目的のところまでで、他にございますか。松本委員、どうぞ。
- 松本委員 (FoE Japan) FoE Japan の松本です。確認なのですが、前回起草グループからご提案頂いた中に、この項目の外に、Bの中で環境ガイドラインのあり方、理念、基本的な考え方について、このガイドラインの最初に示すべきではないかというご提案があったと思いますが、この理念というようなことについても、基本方針、あるいは目的の中でお話させて頂いた方がよろしいのでしょうか。あるいは、起草グループのご提

案を待って、意見を出させて頂いた方がよろしいのでしょうか。

- **原科共同議長** どうしましょうか。具体的な表現は、起草グループにお願いしますが、 追加としてこの場で意見がございましたら、おっしゃって下さい。簡単にお願い致しま す。
- **松本委員(FoE Japan)** 1 点は小川委員が先程おっしゃったことと重なるのですが、透明性と説明責任の確保ということは、きちんと理念なり基本方針の中で謳う必要があるのではないかということが 1 つ。もう 1 つは、JBIC のガイドラインの時にも議論になったことですが、公平性の原則というものを、きちんと書き込む必要があるのではないかと考えております。
- 原科共同議長 公平性ですか。
- **松本委員 (FoE Japan)** はい。公平性です。
- 原科共同議長 公正ではなく、公平ですか。
- **松本委員(FoE Japan)** 要するに、実はこれを入れた方がいいのではないかと思った 1 つの理由は、JBIC の異議申し立て手続きについて話し合いをする時に、やはり遵守、不遵守という考え方は、中立的な立場であるべきではないかというような意見があった からです。中立というのは両極端があってその中立という形になっておりますので、環境ガイドラインについては、最も影響を受けやすい、最も弱い立場に立つ人達のことを 十分に考えてという意味で、公平性あるいは公正性というような考え方が必要ではないか。最も影響を受けやすい弱い人達のことを、本当に重要に考えて行っていくという考え方が必要ではないかということです。

それと、もう1つは範囲の中で人権ということが入っておりますけれども、人権の尊重ということは、やはりJBICのガイドラインの中では、一部しか書いておりませんが、これは実際、NGOとしては、きちんと書き込みたかったという部分でございますので、人権の尊重については何らかのかたちできちんとした理念の中で、書き込む必要があるのではないか。あるいはそれに関連することですが、ガバナンスの重視というようなこと。あるいは環境・社会と言いましても、私は社会的な要素が非常に大きいと思っております。また、具体的なプロジェクトに関わってくる中で、汚職の問題も非常に大きな問題だと思います。汚職の問題は環境社会配慮をしていく上でも、非常に重要な要素を担っていると考えておりまして、汚職防止のための何らかの処置、そのようなものをどのようにガイドラインに書き込めるかは、そこまで提案は出来ておりませんが、そのような要素は、是非入れて頂きたいというように思います。以上です。

------

○ **原科共同議長** はい、分かりました。今ご意見頂きましたが、他にございますか。次に移ってよろしいでしょうか。基本的事項のIと、「2.ガイドラインの目的」について、一通り議論頂いたということで、起草グループの方は、これまでの議論をベースに作業を進めて頂きたいと思います。「3.ガイドラインの適用範囲」について、ご意見頂きた

いと思います。これも少し議論しており、今のご発言でも一部、人権の件について関係 しておりました。「3.ガイドラインの適用範囲」に関しまして、ご意見頂きます。では、 澤井委員、どうぞ。

○ **澤井委員** ここで JBIC の研究会の時の議論を紹介しろということですので、少し紹介させて頂きます。 JBIC の研究会の時も、人権や社会影響というものについてかなり議論がございました。これは、Web サイトにございます研究会の議事録をご覧頂ければ、かなり詳細にお分かりになるかと思いますが、JBIC の環境ガイドラインそのものは、個別プロジェクトにおいて、環境社会の影響を検討するものである。個々のプロジェクトレベルで判断が明確なもの、具体的に対応できるものについては、確認するというのが基本的な考え方となっております。ジェンダー、子供の権利などガイドラインにありますが、それもプロジェクトの範囲内の話として扱っております。

HIV/AIDS についても、プロジェクトの社会影響として扱っております。ガイドラインにおいて、いくつかの要素を列挙しておりますが、どこまでを対象のスコープにするか、これはプロジェクトによって様々である、一律に定めるのは適当でないと考えておりまして、セクター毎に作成しておりますチェックリスト、これはガイドラインの資料になっておりますが、その中でも必ずしも列挙してある項目が、全てのセクターで扱われているわけではありません。

それから、人権についても JBIC の融資を受けることによって、その事業で人権が侵されることがないようにというのは当然のことであって、異論のないことだと思います。ただ、人権を真正面に扱いますと、非常に広い基本概念ですし、扱いも非常に難しいということで、人権をガイドラインの前文に記述し、事業に求められる環境社会配慮には、個別の具体的項目について記述するという整理を行っております。その人権や民主化をどうするのかということですが、恐らく外交上あるいは政策上の対応として、実施機関のガイドラインの上位にあるようなもの、例えば ODA 大綱のようなもので対応することが望ましいと考えております。以上です。

- 原科共同議長 どうもありがとうございました。松本委員、どうぞ。
- 松本委員 (メコン・ウォッチ) メコン・ウォッチの松本です。今の点とも関わりますが、私が 1 つ整理した方がいいと思っていることは、「環境社会影響」ということと、「社会面での配慮」という 2 つの言葉です。すなわち、例えば JICA で言えば調査を行う中で、こうした影響はしっかりと調査して報告書の中に記述しなければならないという点と、とある国・地域において調査を行う際に、その地域の特定の政治・社会状況に配慮して調査を行わなければならない。あるいは、これをプロジェクト化する時に、その地域の政治・社会状況のこのような部分に対して、配慮した事業を考えなければいけないということを考えなければならないと思っております。従って、環境社会影響ということと、その地域の政治・社会状況への配慮という 2 つの側面があって、その 2 つを混在するのは良くないと思います。

例えば、まさに原科共同議長のお話にあるかもしれませんが、環境アセスメントの中で科学性と民主性という2つの柱があるということですが、その中の民主性、すなわち適切な情報公開や住民参加というものは、一律に決めるものではなく、やはりその国の政治・社会状況というものをしっかりと配慮した上で行わなければならないと思うわけです。従いまして、そのような点では、現地の政治・社会状況に配慮するということは必要だと思っていますし、それを無視した例えば住民参加の方法、情報公開の方法というものは適切ではないと思います。そう考えますと、上位のODA大綱というよりも、やはり個別の調査、あるいはプロジェクト形成の中でその国の政治・社会状況の特性をどのように配慮した形で報告書を書くかということが大事だと思いますので、今の澤井委員の意見には、私はあまり同意するということではありません。

- 原科共同議長 今の点について川村委員、どうぞ。
- 川村委員 川村です。松本委員とほぼ同じ意見なのですが、前々回に意見書として提出させて頂きましたが、そこでも指摘させて頂きましたが、人権を考える時にいくつか捉え方があるだろう。その国の大きな意味での人権状況、例えば政治的な人権が守られているかどうかというレベルの話は、まさに ODA 大綱に位置づけられ、政府の方針の中で位置づけられるべきものであるかと思いますが、実際プロジェクトに関係する側面もあるだろう。例えば、あの意見書でも述べさせて頂きましたが、情報がどれくらい自由にやり取りできるのか、みんながどれだけ意見を表明できるのかといった状況。これはまさに松本委員が今おっしゃった、プロジェクトを行う前提としての社会的状況とも重なります。そうした人権状況というのは、プロジェクトの前提として位置づけて、考慮していくべきではないかと思います。やはりビルマのようなところでは特定の調査方法、中国のチベットの開発調査でも同じようなことが言えるかと思うのですが、匿名のアンケートを取るといったような配慮が必要になってきます。そのようなためにも、人権状況というものは考える必要があるだろうというのが1点です。

それからもう1点、澤井委員の意見とも重なるのですが、個別のプロジェクトの内容で、一体どのようなものを達成するかということに関連した人権の問題ということもあるわけです。先住民族の例えば伝統的な、文化的な遺産をどのように確保するか。そのようなものに対しては、大きなガイドラインでどこまで扱うかということはともかく、個別の指針といったもので、むしろその中に組み込めるような形で取り扱っていってはどうかという気はします。実際JICAは課題別指針という形でジェンダー、貧困、ガバナンス等の指針というものは作成されております。とりわけジェンダーの指針については、国際的な人権救済もかなり引用されて使われております。むしろ実際どのように環境配慮を達成するかという側面でも、ある程度は使える部分はあるだろう。これはある意味で澤井委員がおっしゃったことと重なるような気がしております。

- 原科共同議長 石田委員、どうぞ。
- 石田委員 石田です。川村委員がおっしゃったことに、若干引き続き似たような話にな

るのですが、実は前回の委員会で提出させて頂きました「紛争国・紛争地域や軍事政権 下での環境社会配慮の特性について」というペーパーを今日もコピーして頂いておりま す。

- **原科共同議長** 「EC.9/6」になっております。みなさんご覧下さい。
- 石田委員 そうですね。コピーして頂いております。今、お話してよろしいでしょうか。
- **原科共同議長** 配布した厚い資料の後ろから2つ目になります。
- 石田委員 ありがとうございます。今まさしく川村委員よりお話がありましたとおり、例えばビルマのバルーチャンのケース等を考えますと、実際そこで行われた NGO の調査によれば、軍事政権下で強制労働の懸念や、あるいはそこの地域住民が自由な発言を制限されていて、住民の人が、本当に納得のいくレベルでの参加というのが難しいという色々な懸念があります。そういった意味で、紛争国、紛争地域、軍事政権下においては、松本委員からお話がありましたとおり、普通の開発援助を同じようなプロセスで行っただけでは、同等の援助効果が考えられないと考えます。その地域の特殊的な政治状況、社会状況によって、地域の住民にとって好ましくない影響が起こってしまうということが大変懸念されると思います。そこでこういった地域においては、ポイントを2つ挙げました。こういった特別な社会状況、政治状況というものを配慮することが必要だと思います。

さらに ODA 大綱のお話がありましたが、ODA 大綱でこのような軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するということは明言されておりますが、残念ながら、きちんと守るという体制は実際に今のところないわけです。理念として大綱はあるわけですが、JICA が実際に環境社会配慮を行う際には、こういった理念をより確実にするためにも、平和に与える影響に対する配慮というものが必要だと思います。ですから、1点目は松本委員がおっしゃったとおり配慮という点で、2点目はプロジェクトに入ることによって、かえってその地域の平和に与える影響もあるという、そのような2つの点をここに書かせて頂きました。そういった意味で、この環境社会配慮ガイドラインにおいても、この重要性を明記することが必要だと考えます。

またさらに、重要性を明記すると同時に、きちんと配慮を行うプロセスを確保していかなければならないと思います。まずこのガイドラインにおいては、こういった特別な配慮が必要な案件に関しては、スクリーニングの段階である程度選別してはどうかと考えます。それよりさらに詳細なプロセスにつきましては、例えば今 JICA で平和構築ガイドラインや、紛争影響評価といったものが開発されているようですが、それをこういった配慮がきちんと行えるように改定してはどうかと思います。さらに、こういった配慮を行うための人員体制、JICA の中での実施体制の確保が必要ではないかと考えています。以上です。

○ **原科共同議長** どうもありがとうございました。今のご説明に対して、何かご質問はご ざいますか。深田委員、どうぞ。

- 事務局 深田(以下 深田) 国際協力事業団の深田です。松本委員あるいは、石田委員にお伺いしたいのですが、環境社会配慮の手続きでの話だと思うのですが、要するに住民移転等が起こった時に、その住民移転の手続きが我々の基準からすると、民主的に行われているのか。あるいは、その手続きを実施する過程で、人権等が確保されているのか。または、その手続きの過程で汚職といった行為が行われていないかということだと思います。そこで難しいのは、そのような汚職や人権という基準というものを、どこにおいて判断すればいいのか。つまりそれを客観的にどこまで検証して、どういった基準で、それが行われている、行われていないという判断をしたらいいのかということを、どのように考えたらいいのか。今お話を伺っていて、私自身分からないところですので、何かご意見がございましたら、そのあたりについてお聞かせ頂ければと思います。
- 原科共同議長 今の件について松本委員、どうぞ。
- 松本委員(メコン・ウォッチ) もちろん全てが数字で表せるものではないと思います。 特に住民参加の話をした場合、例えば影響住民の 9 割が賛成していれば、それはいいの かという議論に戻ってしまうと思います。そのような議論ではないということは、深田 部長もご存知だと思いますし、社会的合意を形成していくということは、住民の何%が 賛成しているのか、反対をしているのかという話ではないと思います。従って、私が危 惧しているのは、そうした配慮を全くせずに行う場合があって、それに対して一定の歯 止めが必要だというように思います。

それから、あとどこまで行けば、それをしっかり達成しているかということは、例えばJBICの場合、住民参加のところで、やはり社会的合意形成が出来ているというようなことが書いてあります。ですから、例えばこれが本当に社会的合意かどうかというのは、もしかしたら見る人によって判断が違うかもしれませんし、そのために当然様々な人のチェック体制というものがあるのだと思っております。従いまして、私はこのことも、どのくらい行えばいいのかという基準にするのは、非常に難しいと思います。一方でやはり全くしなくてもいい話ではないとも思います。そうしたものがガイドラインに入ってはいけないかといえば、私は入ってもいいと思いますし、ここの議論の中で出来るだけそれを検証可能なレベルに引き上げていくという努力は、もちろんしなければいけないと思いますし、提案している我々もガイドラインの文言上では、どのように書けるのかということをしっかり考えた上で提案したいと思います。他にご意見があればどうぞ。

- 原科共同議長 川村委員、どうぞ。
- 川村委員 具体的に、どのようにすれば1つの国のそうした状況が分かるのか。それを どう判断するのかということではないかという気が私はします。例えば実際、開発調査 等を出す時に、その国の環境については法制度など、当然調べて提出します。それと同 じような文脈で、人権状況はどうなのかというようなことも、バックグラウンドの情報 として確実におさえておくということは確実に出来ると思います。これは、具体的に国

連の色々な機関で集めております情報もありますし、民間団体が出している情報もある。 そういった意味で情報源はかなり色々なところにありますので、それを集約してその国 ごとのバックグラウンドペーパーみたいなものを作ることは実務上可能だろうし、それ を見た上で、問題がありそうなところにおいては、より慎重な手続きを工夫していくと いうようなことが考えられるかと思います。

- 原科共同議長 山田委員、どうぞ。
- 山田委員 平和への配慮の観点なのですが、ODA 大綱の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避というものは、援助のありとあらゆる段階で、外務省員、特に経済協力局員一人一人が考えていることだと思います。それから、例えば平和の実現のために援助を活用する。和平の暁には援助をしますから、当事者間は紛争を止めて、和平のテーブルにつきなさいという言い方をする時もあります。

他方、1つの紛争が色々な複雑な要素を含んでおり、いかに平和にもっていくかということは、外交全体の手段の中でとらえていくべきである。そのような意味では、援助もそうした文脈の中で使われ、あるいは止めるというようなことも考えられるわけですが、そのようなことは外交の援助の中で行うのですが、JICA の環境社会配慮ガイドラインで平和への配慮と書いた時に、そうした抽象的な言い方以上にどのようなことが書けるのか。松本委員がおっしゃったように、基準が数字的なものではなく、全く配慮をせずに行っていることが問題であるということは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、外務省の立場、あるいはまさに日々そのようなことを考えている者からすれば、入れられて困るかというと困らないのですが、抽象論以上に何が言えるのだろうかという疑問は残ると思います。

- 原科共同議長 松本委員、どうぞ。
- 松本委員(メコン・ウォッチ) そこを簡単に話しますと、私の場合、前提にあるのは ビルマの状況です。例えば通訳。これを自前で手配するべきである。自分達が通訳を確 保していいということは、相手国政府にまず認めてもらうということが1つの方法だと 思います。現地を訪問する際、プロジェクトに対して否定的な発言をするような住民が いたとしても、その人が生命・財産が保護されるような、そのような配慮をするべきで あるということは、重要だと思います。それは、今この場で言っておりますが、相手国 政府にも見せるガイドラインの中で、どう書くかということは、また別のことだと思い ますが、具体的にいうとそのようなことであります。

それによっても、かなり変わってくると思います。これは世界銀行がインスペクション・パネルの中で、例えばバングラデシュのジャムナ橋の調査した時に、強権的な政権の時代ではありましたが、ビルマに比べればもちろん民主的な政治形態になっている国ではありました。世界銀行はやはりそこで通訳の手配が重要であるという認識をもって調査に望んでおります。これは恐らく実務レベルでは、ケースバイケースでJICAの方もされると思いますが、我々の今言った社会配慮という観点からすれば、そういったこ

とはしっかりとこのガイドラインに明記して、そういう対応をしましょうというように 書くということを意味しています。

- **原科共同議長** そうしますと、今外務省の山田委員が、平和への配慮は外務省の基本的な方針・姿勢であるとおっしゃいましたが、それは個別に書かなくても基本的にそうなっているということだと思いますが、松本委員はそのこともやはりこのガイドラインに同じことを繰り返し書いた方が個別の対応がしやすいというご意見ですか。
- **松本委員(メコン・ウォッチ)** 且つもう少し具体的に書くべきだということは、山田 委員と同じです。
- 原科共同議長 松本委員、どうぞ。
- 松本委員 (FoE Japan) 私は、先程深田部長からお話があった汚職の問題について、少しコメントさせて頂きます。汚職の問題をすぐにどのように止めるかという、そのような方法はないと思いますが、既に OECD の中で汚職防止のガイドラインがあるように、なんらかのその措置も合わせながら行っていくことが重要だと思います。私が、このガイドラインの理念の中で、このことを入れて頂きたいと申し上げたのは、やはり汚職の問題が実際環境社会配慮を行っていく上で、非常に色々な影響を及ぼす可能性があるという意味で、汚職の問題も環境社会配慮を行う上で、重要な要素であるというようなことをきちんと考慮に入れて行っていくという対応の問題が 1 つかと思っております。

それと合わせてもう 1 つの汚職防止のためのガイドライン強化があると思います。 OECD にも NGO より働きかけをしておりますが、例えば既に日本の中でもしていることもあるかと思いますが、NGO の中で提案しているのは、汚職の調査が行われている企業に対して、入札の停止の措置を徹底するということや、あるいは汚職が明らかになった企業の入札の禁止措置をさらに強化するというようなことも提案しておりまして、こうしたことも行いながら、環境社会配慮というものをしていかないと本質的に十分な社会配慮は、出来ないのではないかという視点です。

- 原科共同議長 他にご意見ございますか。村山委員、どうぞ。
- **村山委員** メコン・ウォッチの松本委員からお話があって、色々と議論になっている点ですが、確かにおっしゃるとおり、プロジェクトが与えるインパクトという側面と、深田委員がおっしゃるように手続き上の配慮すべき点というのは、かなり違うような気がします。定量化できるかは別にして、そのような点を明確にして書いた方がいいかと思います。

ただ3のIで表現しようとしていることは、これらは両方含めているものではなく、むしろインパクトの方だけなのかという気がします。それは、3のIの2点目に「調査・検討すべき影響は~」というような言葉で続いているところがあり、むしろここは、プロジェクトに与えるインパクトに特化して、表現がされているのではないかという気がします。そういう意味では、ここでさらに分けて、例えば手続き・実行をする場合に、

その地域の社会的あるいは政治的な状況を配慮しながら進めるべきだというようなことを書いてしまうと、少し内容としてぼけてしまうというような気がします。

ですから、3 の I については、インパクトに特化をして、そこを明確にした方がむしろいいのではないか。3 という適用範囲で書くかどうかは別にして、もし必要であれば、手続き上配慮すべき点ということで、別に項目を起こして書いた方がいいと思います。むしろその点については、そのあとのII の手続きというところが、これから出てくると思うのですが、このあたりで示しておいてもいいのではないかという気がします。あまり 2 つをここに入れるよりは、分けて整理をした方がいいのではないかと思いました。

- **原科共同議長** 今、整理した方がいいのではないかというご提案ですが、その必要性は 理解したということですね。その上で、扱いとしては分けた方がよろしいのではないか ということです。松本委員、どうぞ。
- 松本委員(メコン・ウォッチ) 村山委員の意見に賛成であります。冒頭申しましたように、影響とそうした配慮は分けた方がいいと思います。ただ私はやはり、基本的事項の中に、例えば3の3の書き方をどうするかという議論もあるかと思いますが、3の中の1つの項目として、ここにいる委員が納得できる形で入れたいというのが、私の希望であります。その上で、もちろん具体的な手続きに落とすということは、当然しなければいけませんので、「具体的な手続き」は「手続き」のところで入れていくというのが、考えであります。
- **原科共同議長** 基本方針の中にも記載しておいて、**II** の手続きの中でも明記するという ご提案です。このあたりはよろしいでしょうか。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 最初に深田委員から汚職や、色々難しいことの見極めをどうしたらいいのかという話について、あくまでも我々サイドの判断基準のご質問と受け止めました。そのお話について、我々日本の公務員や、税金を原資としている人間がどう動くかは、直接にはあまり関係はないですが、公務員の倫理規定というものが出来ております。今のご質問は、日本で発行され、執行されている倫理規定の内容を、非常に良いものだと思い、この先 5 年、10 年しっかり守って続けていこうということであれば、1 つのスタンスが出来ますが、私は今の倫理規定というものは、非常に良くないと思っております。それをいい方向に、直す方向の趣旨を盛り込んだガイドラインの基本方針にしたいと思います。

どのようなことかと申しますと、今の倫理規定は、まさに深田委員がご心配になったように、どのくらいの値段だとか、どのくらいの回数だとか、どのような条件を満たしていたら良い、悪いなど、事細かに決めようとしております。しかし、もう1つのやり方は、公務員が何処で、誰とご飯を食べようが、誰に何を払おうが、どこにプレゼントをあげようが、何をもらおうが、全部あなたのことは公のことだから、閲覧可能にしておく、透明性を徹底するという、非常に厳しい制約条件にするということで、細かいことを決めないというやり方があります。

そしてもう少し厳格に、1 回 20 ドルと、これを極めて厳格に、しかし一方で大らかに適用するという、色々なやり方があるかと思います。私は日本的と申しますか、色々な状況に応じて、非常に機動的に対応してきた我々の良さを、条文や法律にあることと、局長通達や課長通達で非常に複雑なことに対応してきたことの良さの方に、悪さを混在させないためには、今までやはり機動的な運用の内容が外から見えなくなり過ぎていたという弊害だけを、強く排除するという対応の方がいいのではないかと思います。

そのような意味で、3つのスキームがあるとか、平和の問題があるとか、それはそのとおりだと思います。先程、松本委員(FoE Japan)から全体的な理念というご意見がありました。JBIC がこれからお金を貸そうという状況の遥か前、ぼやけた部分の非常に難しいところを、JICA は行わなければならないわけですから、非常に幅広く、複雑化することを前提として、それでもこのような基本方針だけはしっかり守るのだという意識の理念を掲げて、ガイドラインを作る方がいいのではないか。ですから、透明性ということと、説明責任という、前提、過程、目的、色々なことを考慮して始めた。しかし段々と進むにつれて、前提や当初の調査結果が違っていたことや不十分であったことが分かった。そこで、中止したり、変更することはやぶさかではないのだということは、実際に JICA あるいは、関連する当事者の中では、誠実に行うシステムという意味での説明責任があるということです。あともう 1つは、弱いことを考えるというくらいの 3 つくらいは最低限、 $\Gamma$ 00制」というようなスローガンを掲げていく方がいいのではないかと思います。

- 原科共同議長 深田委員、どうぞ。
- **深田** 国際協力事業団の深田です。今、國島共同議長がおっしゃっていた汚職ということで、私が意見を聞いて問い返したのは、あくまでも途上国の民主化の汚職をどう判断するのかということで問いかけました。私の問題意識は、最初にJBICの澤井委員がおっしゃっていたように、個別のプロジェクトの範囲内、例えば住民移転の手続きの過程で、当該途上国に汚職が蔓延していて、きちんとした住民移転の手続きが取れないと判断をするという意味での汚職というものを、視点として入れなさいということであれば私は分かります。

しかし間違ってはいけないのは、案件の是非を判断するという広い意味の場合、ある 案件がある、その時に、山田委員もおっしゃったように、色々な政府として途上国の民 主化、人権の状況、ジェンダー、あるいは途上国の紛争の状況等というものを判断に入 れるわけです。あくまで、基本的理念に入れるのは反対ではないのですが、案件のコン ディショナリティ、案件の是非という形で色々要素を入れた時、環境社会配慮にかける 案件だけについて、人権を考慮するのか、途上国の民主化を考慮するのか、そのあたり の考え方が、混乱してしまうのではないかということが気になります。あくまで澤井委 員がおっしゃったように、個別の案件を環境社会配慮の観点からの手続きの過程におい て、そのような色々な人権や汚職といった状況というものを、きちんと念頭において、 そのような手続きをしていくというような範囲内の話かという感じがしましたので、 少々コメントさせて頂きました。

- **原科共同議長** 今のご意見に対して、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。理解したということで、考えてよろしいでしょうか。それとも何かご意見がありますか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** アジア経済研究所の作本です。今、私自身整理が出来ていないのに、申し上 げるのは大変恐縮致します。汚職の問題が出ましたが、やはり人権やガバナンス、ジェ ンダーという、ここに出ているような課題につきまして、理念に入れるべきなのか、目 的に入れるべきなのか、あるいは両方に入れるべきなのか、おそらく3者あると思いま す。

2ページに示されている文章の JBIC のやり方というものは、適用範囲において、個別的に、例示的に、人権あるいは社会的影響を並べていると私は理解致しました。これは、JBIC はおそらく、議論の過程の中で例示的に並べる方が一番良い、理念の中には謳えないけれども、個別的なところに入れることによって、すくいあげられるのではないかというように考えたのではないかと、私は理解しました。もしこれを、理念の中に人権を尊重しよう、守ろうということで入れて、適用に入れない場合、あるいは、両方に入れる場合という3つのやり方について、どのようなインパクトをもたらすかということを考えた上で行わなければならないのではないかと思います。

何故かといいますと、人権という概念を1つとっても、先進国と途上国は違いますし、 先程川村委員のお話のように、色々違います。この人権につきまして、例えば、自分を 救済してくれという法的な権利としての根拠としても使える。しかし一般的には人権を 尊重しましょうという掛け声としても使えるわけです。そのような意味で、私は、民主 化や科学性、色々含めて高い理念ですので、理念として、入れられるものだったら入れ たいと思います。その場合には逆に、目的の中で、例えば二面性を持った概念の人権は、 具体的に示さない限りは、むしろ混乱が起こります。例えば具体的な事業におきまして、 人権侵害、あるいは人権への影響、社会的な配慮まで含めて人権侵害と言っているので すが、全くないということはありあえないと思います。

全てにおいて、何かしらの社会的影響を及ぼすということは、それを砦として主張する場が生まれるわけですから、そうすると全ての仕事が前に進まなくなるのではないかと思います。少々言い過ぎかもしれませんが、そのような意味では、理念に入れるべきではないかと松本委員(FoE Japan)がおっしゃっていましたが、理念に入れるべきなのか、目的に入れるべきなのか、両方に入れるべきなのか、ここは慎重に考えるべきではないかと思います。

もう1つはこれを薄めるやり方という言い方は、失礼ではありますが、国際的な基準 というものが、環境に関してあるわけです。ここには出てきておりませんが、例えば precautional principle みたいに環境保護につきましては、国際的に形成され、計画ア セスも時代の流れの中で、環境保護の考え方が変わってきた。このように、もう1つ別の物差しを入れることによって、環境保護の水準を引き上げていくというようなことも合わせることによって、JICAの水準も同時に引き上げていくということも出来ないものかと考えました。以上です。

- 原科共同議長 川村委員、どうぞ。
- 川村委員 作本委員がおっしゃったように、まさに人権というものは色々な所で使われる言葉なので、慎重に使わなければならないということは、おっしゃるとおりだと思います。JBIC の場合は、まず前書きのところで、環境保全に関する我が国による国際協力の取り組み、環境社会全般及び人権に関する国際的な枠組みの中での議論等を踏まえて作ったというような、大きな規定というものをされています。このような形より我々としてはもっと強い表現の方が良いかと思いますが、初めに国際的な人権の議論というものを踏まえているのだというようなことを、ある程度抑えておくということは、理念のレベルとして必要ではないかという気がします。

もう1つは環境影響配慮と、社会条件の配慮という2つに分けるならば、社会条件の配慮の具体的な要素として、個別の人権やそこに関わるようなものだけを取り上げて、具体的に考えていくということは1つの方法だと思います。それこそ軍事政権下におけるプロジェクト、あるいは人権侵害(表現の自由が非常に限られている、あるいは何か問題が起きても裁判による救済の手段がない)という意味での基本的な権利の救済の仕組みがないようなところにおいては、やはりそれなりの手続き的な配慮を行わなければならないという意味での人権の使い方というものはあると思います。それから、社会配慮。要するにプロジェクトを行うことを前提とした、社会配慮としてのいくつかある項目の人権である。

3つめは、まさに3の1の中身に具体的に、どのように関連付けるかいうレベルで出てくる話ではないかと思います。これは、先程も申し上げましたように、ジェンダーや先住民族というのは当然、先住民族の何について配慮しなければならないのかということは、実際先住民族の権利宣言というものが、国際的に議論されたものがあって、ここに出てきているわけです。ジェンダーについても、国際的な人権条約の議論があって、ここに出てきています。そのような形で、具体的に個別の領域において、実際の課題別指針や、ガイドラインの中身を作っていく中で、人権基準というものを考慮していくという形で出てくるものではないかと思います。

ですから、3 つに分ければそれほど混乱することもなく、整理できるのではないか。要するに、前文においては理念的なもの、社会配慮においては、やはりそこに関連する個別、具体的な人権をある程度明記するような形で書く。環境影響の配慮という中では、やはり個別に関係するところ、プロジェクトの実施の中で具体的に関係するところを、抜き出して考慮していくという形でいいのではないかという気がしております。

○ **原科共同議長** 3 つに分けるということです。そうすると手続き的な話というものは、

どこに入るのですか。

- 川村委員 手続き的な話というものは、社会配慮といった中で、3の3を改定して、もう少し修正するというような形で、松本委員(メコン・ウォッチ)から提案がありましたが、その中に入れていくことが可能ではないか。ここでは、紛争国、紛争地域、軍事政権下ということだけが挙げられておりますが、それ以外にもプロジェクトを円滑に実施するために必要な条件というものはあるわけです。そもそも裁判による救済が可能かどうかということも大きく関係しておりますし、表現の自由というものも関係しております。そのようなものを踏まえて入れていくというのが、私の提案です。
- **原科共同議長** そうしますと、3の3に「紛争国、紛争地域、軍事政権下での」と書いてありますが、もっと広い概念でということでしょうか。
- 川村委員 はい。
- 原科共同議長 作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 作本です。川村委員のご発言について、質問させて下さい。今おっしゃったように**3**つに分けるということは、かなり整理されたように感じるのですが、具体的には前におっしゃった、法的な権利に結びつくものでしょうか。あるいは抽象的な意味合いだけの権利でしょうか。そこを明確にしたいと思います。
- 川村委員 私が当然想定しておりますのは、法的な権利性というものは、やはり個々、 状況によって変わってくると思います。と申しますのは、例えば社会権規約を批准して いる国、していない国もありますし、非常に抽象的には、日本自身が批准している条約 については、一定の法的な拘束性というものはあると思います。

しかし、どこまで個々の現場で、どれだけ日本が関与している時に、日本の批准している条約に JICA が縛られるかというのは、色々な事情が出てくるものと思います。ただ、私が今申し上げたのは、前文のところでは大きく人権条約の位置づけというものを入れておく。個々の中身については、人権保護法をそのまま守らなければならないという形ではなく、あくまで JICA のガイドラインの一部の中で、それを配慮して、そのような人権状況なり、人権起案というものを配慮しながら、プロジェクトを設計していくという形で位置づけるという意味で、法的に意味があるのだということを宣言するのではないと思います。それは、法的に考慮があるかどうかということは、最終的に裁判所で議論するべきことではないかと思っております。ガイドラインの中でそれをどこまで言う必要があるのかというのは、考えなくてはなりません。

- **原科共同議長** 法的な問題はおっしゃるように、ここでは抽象的なレベルだと思います。 これがきっかけとなって、各国でそのような法整備が進めば、そのような方向に進む可 能性は、ないこともないということではないでしょうか。これで自動的に法的とは言え ないと思います。
- **作本委員** 私はその抽象的な理念のところだけでは、法的な問題が起こった場合に、根拠が弱いというように議論が分かれるかと思うのですが、ここで具体的な例示としまし

て、例えば水利用、事故このようなことを具体的に勘案しないと、明らかにガイドラインとはいえ、しかもガイドラインを法的に JICA の中で高めようということであれば、内部の1つのルールであるということになってきますので、一方的な文書ではすまないことになります。そうすると、これに基づいて法的な主張が可能になります。ですから、ここは1つの大きな分かれ目だと思います。

前にもおっしゃっていたように、援助に基づいて、当然のように法的権利が彼らの場合には生じるということは、必ずしも 100%のめません。何かしら条件をつけた上で、社会配慮をかなり組み変えた場合、故意に何かを破損したような場合には、相手側に法的な権利が生まれるだろうということは、私にも分かるのですが、全ての場合において、無条件に、このような事項について、JICA が行う事業について、法的な義務を前提にしようということは、やはり無理があるのではないか。具体的な条件を明確にしない限りは、そこまでは踏み込めないと思います。

○ 川村委員 私自身は、特に人権という言葉を使えば、それが全て法的に拘束するということを考えて言っているのではなく、特に社会的配慮の側面においては、相手国の人権状況というものを把握、人権という法規案をどうするかということ以前に、人権状況というものを1つの指標としながら、どのような手続きを組み立てるかということを考慮しましょうというようなレベルです。ただ3の1に係る部分、具体的な指針の中身に関わる部分になってきた場合に、法的な拘束力がどれだけあるのかということは、当然関係してくるのかもしれません。しかし、そのあたりはガイドラインというよりも、課題別指針の中身をどう組み立てるか、その中でどう位置づけていくのかという話になってくるのではないかというように私は理解しております。

逆に、どのように書き込めば、法的に即、相手にとって環境を利するような人権の規 範性を持つのかということについて、むしろ何か例示的に教えて頂ければ、イメージが 沸くのですが。

- **原科共同議長** 今の件で松本委員、どうぞ。
- **松本委員(メコン・ウォッチ)** 作本委員のお話をクリアにしたかったのですが、おっしゃっている法的にという意味がよくわからなかったのですが、ガイドラインを見て沿わなければ JICA は支援をしない、あるいは途中で引き上げてもいいということは、約束事としてするわけです。このガイドラインに従って、この審査を行います、あるいは調査を行います、と。

例えば事前調査までの場合、その通りでなければ協議をした上で、どうしてもお互い納得が出来なければ、JICA の援助は引き上げます。一旦進んでしまったものは、最終報告書にどのような書き方になるかは分かりませんが、そのプロセスの中で、作本委員がおっしゃっている法的な拘束力ということの意味は、JICA が援助を引き上げることが合理的に認められるのですかという意味ですか。それとも、何かもう少し別の、裁判issue のような話なのでしょうか。

- **作本委員** よろしいでしょうか。むしろ後者の方で、何かしら事業を行った場合に、予期できないことで事故が起きた場合、あるいは場合によっては、注意が足りなくて損害賠償が起こるようなことも十分考えられます。むしろ後者の場合です。
- **原科共同議長** よろしいですか。理解出来ましたか。後者というのは、どのようなこと か、松本委員今一度ご説明下さい。
- **松本委員(メコン・ウォッチ)** つまり、作本委員の頭にあるのは、コトバンジャンのようなことですね。すなわち、今まで事例がないので、我々も判断出来なかったのですが、コトバンジャンで JBIC が訴えられている、その中でガイドラインが引用されているのです。ガイドラインに違反しているということが、訴えの中で書かれているということを懸念されているのかと今思いましたが、現実にはそのような話でしょうか。それとも、相手国の中で訴えられるということですか。
- **作本委員** コトバンジャンのような事例はこれからも出てくるでしょうし、それは具体的に議論すべき例だと考えますが、新しいガイドラインを仮に作ったとしても、それで明確な法的の権利というものが生まれるのであれば、そこで明確な条件付けをしておかない限りは、これから紛争ということが増えるだろうというだけのことです。一生懸命注意をしても、問題は起こり得るわけです。そのような紛争処理過程というものは、この中に組み込まれていないわけですし、我々が環境社会配慮を 100%、200%行ったとしても、必ずどこかで問題が起こる可能性というものはあるわけですから、そのような十分対処していないところで、具体的に無条件の中で権利が生まれる状況を作るということは問題なのではないかと思います。
- 原科共同議長 川村委員、どうぞ。
- 川村委員 少々整理する努力をしてみたいのですが、私の考え方は日本政府が批准している条約というものは、憲法に基づいて日本の国内法になっているということです。ということは常に、国際条約を引用して裁判が行われる可能性というものはあるわけですし、現実にコトバンジャンのケースにおいても、社会権規約に基づく居住権というものが触れられております。人権というものは、必要最低限のものしか決められていないものではないかと私は認識しております。だからこそ、それくらいのことは法的効力を与えようということで、国際条約をし、各国が批准している。

逆にいうならば、それは JICA が作るべきガイドラインのごく一部、最低限の部分を カバーする程度の内容ではないかという気がします。むしろ将来的に、裁判の対象にな らないようにするということを考える上でも、最低限国際的な人権基準となっている、 とりわけ拘束力のあるような条約となっている部分については、確実に目を配って、ガ イドラインの中に反映させるか、もしくは少なくともガイドラインがそれと矛盾しない ように配慮をしておく必要があるだろうというのが、私の意見です。

これは301に関することです。301で、どのような中身の配慮をするのかという時には、最低限の基準として国際条約。これは日本、場合によっては相手国の国内にお

いても、批准していれば法的拘束権を持っているわけですから、それくらいのことはき ちんと見ておきましょうということだと思います。むしろ積極的にこの中で、それくら いのことを逆に見ておかないと裁判になった時に、自分でガイドラインを作って、規範 からはずれないという努力もしていなかったということを問われるかもしれないとい うことも踏まえて、考えた方がいいのではないかという趣旨でございます。

- 作本委員 今の川村委員のお話ですが、もし具体的に相手側の権利性というものを認めるならば、やはりそこにもう1つ第三者判断が必要だと思います。国際的な人権についても変化の過程にあるし、途上国はそれによって日々影響を受けつつあるわけですから、やはりもう1つ第三者的な国際的な基準の動向や、相手国が批准しているかどうかという動きの中でしかこのような問題は解決出来ないと思います。単に日本の道徳観で、人権のこのレベルで、私も現地から訴えている人達の話を聞いておりましても、やはりそこで要求する人権というものは、1つの手段であります。それは相手国の基準なのか、日本の基準なのかで無条件にそれを受け入れて、我々は対応するわけにはいかないと思いますので、やはり国際的なもう1つ発展段階や動きを前提にした中でしか、人権や概念を取り入れることは出来ないのではないかという気がします。そのような意味では、川村委員とそれほど違いはないと思います。
- **原科共同議長** それでは、このことはかなり議論しましたので、そろそろ区切りを付け たいと思います。川村委員、どうぞ。
- 川村委員 一言だけなのですが、先日配りました意見書にも書きましたが、主要な人権 条約というものは、世界の過半数の国が批准しておりますので、そのような意味ではか なり世界的な 1 つの共通認識。先程国際環境法について、国際的な precautional principal のような確認が出来つつあるというようなことをおっしゃっていましたが、 多分同じようなレベルで考えられる部分の人権というものは、相当あるのではないか。 それについては、個別に判断しながら組み入れていけばいいというような考え方を私は とっております。

- **原科共同議長** 他にこの件に関しまして、よろしいですか。今の件につきましては、なかなか結論が出にくいと思いますので、起草グループではいかがでしょうか。代替案を2つくらい出して頂けますか。どこまで人権を扱うかということについて、考えて頂ければと思います。そうしますと、今3.3 は少し議論をしましたので、「3.2 スキームの取り扱い(統合した扱いとする)」とありますが、これに関しまして何かご意見はございますか。「開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト、各々のガイドラインを作成することはせず。統一したものを作成する」ということでございます。小川委員、どうぞ。
- **小川委員** 環境省小川です。このスキームの取扱いですが、ここの文章の性格が判然と しないのですが、この形でガイドラインや報告書に載ってくるのではなく、基本的にこ

の検討委員会の場で、我々はどのような作業をするのかという理解のためのものと考えております。そのような前提ですが、ガイドラインを全て統一出来るのかどうかというのは、相当疑問があると思います。これまでの委員会でも、ECFA からのご意見やその他いくつか紙で書かれた意見の中でも、やはりスキームごとにかなり違うので、スキームごとのガイドラインが必要ではないかというご意見がございました。

それから、ガイドラインというのはどこまでをいうかということも、あまり明確になっていないと思います。私どもは1つのガイドラインを作るのですが、それがガイドライン全てではなく、ガイドラインの体系として、一番下にはセクター別の 20 のものが置かれるということがあると思いますが、果たして今回作るものと、20 のものだけでいいのか。その間を繋ぐものがなくていいのか。そのあたりはまだ明確になっていないと思います。そうした時や、何か中間の中で作る時に、それが一本立てになるのか、それともスキーム別になるのかというそのあたりは、全く議論がされていないところだと思います。これが2点目です。

3点目は、今回私どもが作るものですが、考え方のところはスキームにかかわらず基本的に同じものなので、同じように作っていこうということで、だいたい了解があると思います。前書きや基本方針、目的といったところは同じに書くということは全く問題がないと思います。しかし、より具体的な内容や手続きにいくにつれて、かなり一本のまま書くというのは、無理が生じてくると思います。あとから、JICAで作られた手続きのところを議論されますが、最初の考え方のところは、予備調査やそれ以前の案件の形成の段階から、最終的な事業のフォローアップまで、JICAはこうすると書かれているのですが、最後の開発調査に言及するところで、開発調査は準備段階しか触らないから、そのままでは出来ないとなっておりまして、そのあたりを考えますと、はたして全体の最後まで一本で書ききれるかということは、よく考えないと出来ないと思います。私としては、今回のガイドラインも最終段階である程度スキームごとに言及して、それでどこまで書けるかということをしないと、実際に実施するガイドラインとしての具体性が担保できないし、遵守ということを考えた時に、何が遵守されているのかというクライテリアにするために必要な具体性がいると思うのですが、それが満たされないと思います。

- 原科共同議長 松本委員、どうぞ。
- **松本委員(メコン・ウォッチ)** 私の記憶が正しければ、この部分は今後の議論の進め 方をとりあえず左右するという位置づけだと思います。すなわち、あらかじめ3本立て として、開発調査、無償資金協力、技術協力というように議論を進めるのか、とりあえ ず議論を1本で進めていき、はまらなかったものはそこで考えましょうという方法を取 るのかという道筋が、ここの一言に書かれているというのが私の理解です。今の小川委 員のおっしゃることはもっともだと思いますが、現段階で議論を深める必要はなく、3 本一緒に進められるという前提で議論を進めた上、あとで精査するということでいいの

ではないかと思います。

- **原科共同議長** このような認識ですが、他の方はいかがでしょうか。小川委員、今のような認識でよろしいでしょうか。だいたいこれまでに議論してきたことだと思います。 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 多少誤解があるかもしれませんが、異論があります。というのは、今までの議論の中で、インパクト(影響)に視点をおいて問題を整理していくのか、あるいは手続き上の視点でガイドラインを作成していくのかという、そのような基本的問題が出ていたと思うのですが、すなわち調査の段階の手続きで人権がどうだとか、社会配慮がどうだという議論と、物が出来上がった後のインパクトを問題にするのか。即ち技術協力と資金協力はそもそも違うという認識です。資金協力で具体的に物を作れば命にかかわることがある、一方技術協力でいくらペーパーを作っても命にはかかわらないと、それだけ違いがあります。小川委員のおっしゃったように、木の根元から上にいって、どこか枝分かれするはずだということについて異論はありません。整理の仕方をする上でこの視点が必要だと思います。
- 原科共同議長 田中委員、どうぞ。
- 田中委員 JICA 専門員の田中です。このスキームにつきましては、私は最初の会議か ら申し上げていたつもりなのですが、理念編ということで、今までなかなか計画アセス 的な形になっていなかったガイドラインの最初の部分を、計画アセスの観点から書き直 してみてはどうかと個人的には思っておりました。今までの資料でもお配りしておりま すが、プロジェクト研究という改定に関わる研究会の提言の中にも、そういったことが 書かれております。私はこの議論で大事だと思うことは、前回もそうでしたが、JICA が出来ることと実際していること、JICA では出来ないこと。ここを明確に分けて考え る必要があるのではないかと思います。例えば大規模な案件の開発調査にしましても、 JICA は案件採択に関わる技術面も含めまして、外務省の皆様方に JICA としての意見 を出すことは出来ますが、最終判断は外務省の方々あるいは関係省庁の方々がその案件 をどうするか決められて、別途指示という指示が JICA にきて開発調査が進む仕組みに なっております。今までの議論でもございましたが、要請段階でこの案件は環境面でど のような課題があるのかというのをきちんと書かれて、要請がきている大規模な開発案 件というものが、私自身が関わっている中ではまだまだ少ないのではないかという印象 を持っております。そのような点からすると、要請書をこれからどのようにプロジェク トの熟度が、どの程度高まっているのかというのを判断しながら採択をしていくという ところが、非常に重要になったと思います。そこのところは今回のガイドラインで、今 の仕組みでは JICA の中で行える部分ではございません。そのあたりを分けてどう考え ていくのかということを是非ご議論頂いて、皆さんの意見がまとまるようでしたら、提 言を起草されるグループの方に、そういった意見をふまえた上での提言をして頂けると いいのではないかと思った次第です。

- 原科共同議長 小川委員、どうぞ。
- 小川委員 環境省の小川です。田中委員のご発言ですが、これにつきましては別の論点ですので、非常によく分かるところがございました。今の議論の流れですと、JICA が扱う手続き以外のところは、あまり触れない形になっておりますので、要請段階が非常に大事だということであれば一回、検討会の議論でもフォーカスをあてて、見てみるということが必要ではないかと思います。

それから前段の理念性を作るというお話ですが、それについて我々の中でも何なのかと判然としておりませんので、私ども JBIC のガイドラインということを念頭においておりますが、JBIC のガイドラインというものは、実施のガイドラインそのものであり、具体的に何をするのかということが書かれている。もう1つは、遵守や異議申し立てが問題になった時に、どこが遵守されていないのかということが、指摘できるような具体性がないと使えません。

というのが JBIC のガイドラインなのですが、JICA のものを今回どうするか。この場で作るガイドラインは理念を示すものということにするのか、あるいは JBIC 型の具体性の持ったものにするのかということは、判断の問題だと思います。仮に理念型にするという形もあり得るかと思いますが、その場合には先程も申し上げましたが、全体のガイドラインの体系ということで、今回作るガイドラインの下のもの(20 セクターなど)の中で、具体的な手続きを明らかにして、実施に使えるということと、異議申し立ての遵守という観点から、判断が出来るようなものに全体系をしていくということが必要だと思います。起草する側としては、今回のガイドラインがどこまで具体性のあるものにするのかということは、この検討会の中ではっきり指示を示して頂きたいと思います。

- **原科共同議長** 今の件で、理念型とおっしゃいましたが、理念だけでは終わらないと思います。ある程度具体性がないといけないと思いますが、その程度の問題をおっしゃっているということでしょうか。理念だけで終わる形とは思えません。富本委員、どうぞ。
- 事務局 富本(以下 富本) スキームごとの取扱いということにつきましては、田中委員と非常に近いのですが、そもそもこの委員会を開く前に、無償資金協力全体についての環境社会配慮ガイドラインという議論がございました。それがある段階で、JICAのということになっておりました。私が冒頭から申し上げておりますのは、日本のこのスキームのガイドラインというものは非常に国際基準から見ても特殊な例である。要するに円借款はJBICとのやり取り、関連することといえば技術協力はJICAが行うものであります。その全体の政策は他の役所が決めているというシステム自体が、国際的に見て非常に特異なものである。

そのようなことから、むしろ JICA、JBIC がこのようなものを揃える中で、それを 準用するという形で、政府も是非これを取り上げて頂かないと、それぞれのスキームご とに、あるいは JICA だけの事業だけに落ちてしまうと、全体の整合性が取れなくなっ てしまいます。これは先程吉田委員がおっしゃったように、インパクトの問題に影響してくるわけです。従って、その取扱いは共通したものにして頂きたいと個人的には思っておりますし、それが JICA のものだけではなく、各省庁が行っているような技術協力ということもございますので、そのようなところでの引用をして頂くことが重要ではないかと思っております。以上です。

- 原科共同議長 はい、それでは鈴木さん、どうぞ。
- **鈴木** どこまで具体的なことを書くのかという小川委員からのご質問ですが、事務局でイメージしておりますことを申し上げます。この委員会でまた議論して頂ければと思いますが、まさに今回の論点でずっと議論しておりますような理念、基本的な事項(基本方針)、今回の目的・適用範囲、環境アセスをどうするのかという論点の部分、これは当然ながらガイドラインの中に入ってくるものだと思います。それから手続きについて、資料内IIと書いてありますような、それぞれのプロジェクトの準備段階、それからカテゴリー分類をどうしていくのか、その後の情報公開をどう捉えていくのか、そしてそのモニタリングをどうするのか、それから今回の議題には載せておりませんが、この後に出てきます実施する体制。こういったものについて、当然ながら書きぶりということは、これから議論をするわけですが、ガイドラインの項目として入ってくるものであろうというように理解しております。

逆に言いますと、JBIC のガイドラインの後ろにチェックリストという、先程澤井委員からも議論がありましたように、各セクターで、どのような事項をチェックしていくか。ここはまさに我々が捉えているところの、今現在ございます 20 セクターのガイドラインであって、ここは議論する部分ではないのだろう。むしろテクニカルな部分として今あるもの、あるいはその前の部分が変わることによって、チェックリストを見直すのであれば、それはまた我々技術面としての見直しを行っていくのだと思います。従いまして、今回のガイドラインとしては、今申し上げたような一連の議論をしていくような内容について、盛り込んでいくということが、恐らくガイドラインの最終的な姿ではないかというイメージを我々は持っております。

- **原科共同議長** はい、わかりました。それでは、だいたい今のようなことで、事務局の イメージがございますが、このイメージに関しては基本的にはよろしいでしょうか。ま だ議論があるかと思います。田中委員、どうぞ。
- **田中委員** 環境省の小川委員のお話にありましたが、理念というのは少しわかりにくいということでした。以前にもお配りしておりますように、2000 年にこのガイドラインを改定するための勉強会(プロジェクト研究)で出された提言をお配りしております。その中に、原科共同議長も関わられておりますが、どこをどうしたらいいかというのが入っておりますので、是非起草グループの皆さんにも、これを参考にして頂ければありがたいと思います。
- **原科共同議長** そうですね。私も全く同じように思います。それでは、だいたい1時間

30 分近く経ちましたので、少し休憩を取りたいと思います。一応ここまで、3 については一区切りつけてよろしいでしょうか。起草グループの方は、これまでの議論をベースに、提言の内容を少し固めて頂きたいと思います。そして、またそれを議論していきたいと思います。それでは休憩を取りまして、「計画アセスメント」の議論に入ります。ここのところでは、少し私がプレゼンテーションしなければなりませんので、20 分少々させて頂き、ご意見・ご質問を頂きたいと思います。それでは、10 分くらいの休憩ですから、15 時 40 分から再開致します。

------

## 休憩:15時30分~15時40分まで(10分間)

○ **原科共同議長** それでは時間になりました。少しオーバー致しましたが、再開致します。まず「戦略的アセスメント」ということで、お話させて頂きます。20 分少々かかると思います。今朝、国土交通大学校という国土交通省の研修機関で講義をしました。これは公共事業のアセスメントとしてお話したのですが、その時の資料もありますので、若干それを使いながらお話したいと思います。それでは始めます。お手元の資料「EC.9/5」から始まっております。1番上がレジメでございまして、前回の改定委員会のために用意しましたので、日付が5月22日となっておりますが、今日お話させて頂きます。タイトルは「戦略的環境アセスメント」と致しました。通常アセスメントは、事業を行う直前で行います。これは事業アセスメントと言いますが、戦略的環境アセスメントとは、それと違うものでございます。

それでは、OHP をご覧頂きたいと思います。これは工場地帯の写真なのですが、下の点々は名古屋港の藤前干潟にいる渡り鳥です。渡り鳥が飛来するということで、干潟が守られました。ラムサール条約で昨年登録されましたので、藤前干潟の話は皆さんご存知の通りです。これは事業段階で環境アセスメントを行って、そして計画が中止になった例です。この例などは、本来は事業決定前の上位段階で、環境配慮のシステムがあれば、もっと早くこの判断が出来て、色々と社会・経済の影響も減ったと思います。この場合は事業の段階でストップしておりますが、実は戦略的アセスメントとは、このようなこと(早い段階でチェックする)という方法でございます。この写真は、このような「Built Environment」という雑誌の表紙を飾っておりまして、「Environment Assessment – Japanese Style」として、日本の環境アセスメントを紹介したものです。私は guest editor として編集をしたのですが、その時の論文の中で、出版しているロンドン大学のメンバーは、この日本の例「藤前」は素晴らしいと言っておりました。環境配慮をきちんとすれば、素晴らしいと判断してくれるわけです。

こういったことを、より効果的にするにはどうしたらいいかということです。次の OHP をお願い致します。これは「参加の5段階」と書きましたが、私は環境社会配慮 という時に、1つは情報をきちんと公開すること、も51つは公開して意見を頂く(参

加する)ということがございます。私は5段階で整理しておりまして、これは5段階評価ですから、3が普通で、4、5が良いとなります。1というのは一番低い水準で、情報提供だけで、これは間々あるのですが、これだけでは駄目ですので、次に意見聴取。情報提供して、今度は意見をもらうということです。「informing」というのは情報提供で、さらに意見をもらう「hearing」です。これが1つのフィードバックになりますが、これだけでは駄目です。もらった意見に対して、response あるいは reply しなければなりません。その reply には2種類ありまして、「reply only」といいまして、1回しか回答しない場合が結構あります。これだと形だけになってしまう。つまり回答がずれても、ここで終わってしまいます。

大事なのは、何度も繰り返すやり取りが必要ですから、それを意味ある応答「meaningful reply」と私は呼んでおります。よく参加の分野では、「meaning participation」という、「意味ある参加」という言葉があります。意味ある参加の中には、意味ある応答がなくてはなりません。ですから、レベル4が一番重要で、アセスメントはレベル4の参加がないと、アセスメントとして有効に機能致しません。これがポイントでございます。5番目のパートナーシップですが、これは権利とともに、義務も伴いますから、大規模公共事業の場合には、なかなか全ての人に責任を果たしてくれということは言いにくいですから、パートナーシップが出来る場合は非常に限られております。例えば都市計画でいいますと、地区計画のような身の回りの環境を作る、そういった場合にはこのパートナーシップ型のアプローチが出来ますけれども、大規模公共事業等ではレベル5は難しい。しかし、レベル4は出来ます。つまり意味ある応答をするという参加は、十分可能でありまして、いわゆるパブリックインボルブメントというものは、レベル4の参加がないと本来のパブリックインボルブメントにならないと私は考えております。次をお願いします。

「新しいアプローチ 戦略的環境アセスメント: Strategic Environmental Assessment」という言葉を使っておりますが、これはお手元の資料にも書いております。こちらは時間を節約するために、先を急ぎます。その次も先に進んで下さい。

これは、全体のコンセプトを示しておりますので、こちらで参ります。一番下の事業 段階を英語で「project」と言います。その段階で行うアセスメントの英語の表現が世界 共通でございまして、「project EIA」という言い方をしております。「EIA」というのは、 Environment Impact Assessment(環境影響評価)です。ですから、project EIA というのは、事業段階のアセスメントですから、日本語で事業アセスという表現を使っておりますが、同じ形になります。英語でも project EIA という表現です。その上の段階が strategic な意思決定ということで、事業の上位の計画、事業の枠組みを決める段階、これが計画段階の判断です。これはプラン、プログラムといった言葉を英語で使っております。「plan or program」と我々は言っておりますが、その枠組みを決めます。そのさらに前に、計画の方針を決める段階があります。これが政策段階で policy レベルです。

政策段階の意思決定があって、そして計画段階の意思決定があって、その後に事業段階の意思決定があるという 3 つの階層で整理しております。この整理は理念形でございますから、具体的な各国の制度、プロセスの中では言い方が若干違ってきますが、理念形としては政策段階、方針を決める段階、計画段階、事業の枠組みを決める段階、個別の事業という考えになります。ですから英語の世界では、policy の「P」、plan の「P」、program の「P」の 3 つを合わせて 3P と呼んでおります。この 3P に関する意思決定において環境を配慮するのが、「Strategic Environment Assessment(SEA)」であるという言い方をしております。これは色々な段階が考えられるわけです。その中で、特に事業に近いところが計画アセスメントですから、計画段階の SEA の中の一部として、計画アセスメントという言い方をしております。次をお願いします。

そのようなことで、実はこのような動きは各国で始まっておりまして、環境先進国と言われるような国は、このような制度を持っております。例えばアメリカの NEPA 制度。これはアセスメントの、世界の先駆けですが、1969 年にこの NEPA の法律が出来まして、国家環境政策法と日本語で訳しますが、これに基づくアセスの制度を 1970 年からスタートしております。これが世界の最初です。各国で制度化してまいりましたが、実は NEPA では、この制度の中に既に、今申し上げたような色々な段階のアセスを行っていいということになっておりますから、実は SEA 的なことは既に始まっております。しかしその後の各国の対応は、ほとんどがプロジェクト段階で行うことになっておりました。ところが、1990 年代頃から、これではどうも環境配慮に十分いかない。つまり先程、藤前の写真をご覧になったように、計画の変更というのは難しいのです。上位の計画段階、政策段階で環境配慮をしなければいけないということは、分かってまいりまして、1990 年代頃から各国でそういった整備が始まりました。

その後、新大陸のアメリカ以外にカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、そういったところは SEA を始めました。それから国際機関では、世界銀行が 1990 年代中頃から行っております。部門別の計画ということで、行っております。それから、さらにヨーロッパではイギリス、オランダが先進的に行っております。北欧の各国も行っております。そのようなことで、EU の 15 ヶ国が加盟している中でも、それぞれが同じように SEA をしようではないかということで、これは EC のダイレクティブと言いまして、欧州委員会による SEA 指令が出ました。2001 年にこの指令が出されまして、3 年以内に各国が法整備をすることになりますから、来年には EU 各国が全て SEA の制度を持つことになります。途上国の中では、すでに香港が持っております。実は世界の先進国と言われているような国々は、具体的に制度化しております。

我が日本は若干遅れまして、しかし 1997 年にアセス法が出来まして、その翌年から 当時の環境庁では、研究会をスタートしまして、準備を進めております。自治体でもい くつか取り組みがございまして、その一つの例が今 OHP でご覧になっている東京都の 場合です。東京都では 5 年前の 1998 年に、計画段階で環境アセスをするという取り組 みが始まりました。これは、SEA に対応することが出来るということで、大変期待されたのですが、実際はなかなかうまくいかず、難しい点もございました。次のスライドをご覧下さい。

計画段階ですが、例えば道路の事業の例ですと、ルートをどのようにするか。つまりルートの立地です。ルート選定の段階で適用できるはずなのですが、実際に行ったのは、ルートが決定した段階の後に行いました。ですから、プロジェクト段階です。これは新しい制度で試行したと言っておりましたが、実際はそうではなかったのです。残念なことでした。これは、事業アセスとして出来ることです。本来の計画アセス、戦略アセスで行えることは、立地選定も出来るはずなのです。次のページをお願いします。

実はこれは立地選定など、土地利用に関することです。これには大事なことがございまして、なぜ上位の計画段階や政策段階で環境配慮のシステムが必要かということですが、これには2つ理由がございます。1つは個別の事業単位のアセスメントでは、開発行為が累積されまして、累積的な影響に対して配慮が出来ません。ですから上位の土地利用計画というのは、総合計画段階での配慮をしておかないと難しいのです。

例えばこれは、みなさんにカラーの写真を前回お配りしましたが、東京の土地利用というのは密度が際立って高い。これは事実なのですが、なかなか一般の人には分かって頂けません。そこで現実にどうなのかということを示したのがこの写真です。これは朝日新聞が取材に来た時に、私が答えたことがだいたい出ております。写真が4つあります。この写真は前回お配りしたカラーの写真のものなのですが、このようなことになっております。白黒の写真ではわかりにくいので、次にカラーの写真をご用意しました。ご覧下さい。

これは東京とニューヨークの比較で、東京の写真は新宿のあたりで、10 年前に撮っております。放送大学で放送しているもので、私が写真を撮ったのです。10 年前ですから、新宿は今もっとビルが建っております。オペラシティ等色々出来ました。10 年前でもビルがたくさん建っておりまして、ニューヨークはご覧のようにセントラルパークがございますから、密度や土地利用は少々違います。つまり高層ビルがたくさん目立ちますが、土地利用上どうなのかということは違ってきまして、東京の方が密度は高いのです。次をご覧下さい。

都心から 5 キロメートル離れた同じ距離で見ております。ニューヨークと東京はほとんど差がありません。前回配布したカラー写真の方が鮮明かと思いますが、差がありません。次は 10 キロメートルです。ご覧のように 10 キロメートル離れますと、ニューヨークは緑が相当増えてまいりました。下の東京は明大前あたりですので、だいたいこの近くですが、ものすごい密度です。ですから、圧倒的に差があります。次に 20 キロメートルの写真を見て頂きます。だいたい様子が分かったかと思いますが、念の為ご覧頂きます。ニューヨークは緑の中に家が点在しております。東京はどうでしょうか。調布のあたりですが、まだこのような状態で、住宅や建物が色々建っております。上がグリ

ーンベルトで、下がプラウンベルトという感じです。このような状況で、これだけ土地 利用が違うわけです。

ニューヨークでは、なぜこのような土地利用が出来るかというと、当然土地利用計画があるからです。ニューヨークは 1929 年に有名な都市計画として、ニューヨーク地域のリーズナープランニングをしました。ちょうど大恐慌の年です。その結果、今のような土地になっております。このような土地利用の段階での環境配慮をしておかないと、結果的には駄目なのです。実は累積的影響を調べるために、今のようなレベルの土地利用計画をどうするか。その段階での配慮、総合計画です。これは JICA の案件でも、地域の総合計画を行われますね。その段階で環境配慮プロセスを明確に盛り込まないと、結局東京のようになってしまうということです。

東京は実は現在、今は建物の密度を簡単に見て頂きましたが、具体的な数値で申し上げますと、23 区のオフィスの床面積は 8,100 ヘクタールあります。8,100 ヘクタールというのは、あまりピンとこないかもしれませんが、ニューヨークと比較しますと、ニューヨーク市は 4,000 ヘクタール弱しかありません。ニューヨーク市は東京より 3~4 割広い範囲です。それだけ広い範囲のデータを見ても、東京の半分以下しかオフィス床面積がありません。これが現在の状況です。つまり東京は、圧倒的にオフィスが多いのです。これはしかも、20 年間で東京は倍増しております。20 年前は、それほどニューヨークと東京では差がなかった。つまり過去 20 年間の都市開発の進め方が大変おかしかった。これは個別の開発単位としてアセスをしておりますが、地域の総合計画というものがなかった。だから、このようなことになってしまいました。ですから、まさにこれから地域総合開発という時に、環境面からチェックをしていかないと、東京のようになってしまいます。

今、東京で困っていることは、私は不動産学会でも役員をしておりますが、不動産業界は 2003 年問題で困っております。個別の開発行為を認めてきた結果、今度は地域の累積的影響で、オフィスがニューヨークの倍以上もあるわけですから、当然オフィスが余ります。だから、困ってしまう。せっかく作ったのに、一番良い所は売れますが、その結果空き家が出来て、不動産業界全体では困ったことになります。このような経済的なマイナスも起こるわけです。そのようなこともありますから、累積的影響のチェックをしなければならない。これは大変に重要なことです。

2 つめは、これは事業の必要性です。これは JICA で案件を進める場合に、常に議論が出ます。そういった必要性の議論をどうするかという時に、先程の藤前の例の時のように、事業が始まる直前では、色々なコストが生じていますから、なかなか難しいのです。そういった場合に、上位の計画段階、政策段階で判断をしておけば、その段階で必要性が分かるということです。そのようなことで SEA を行う理由は、累積影響のチェックと、必要性のチェック。この 2 つのチェックが出来るので、大きな利点があります。

この手元の資料をご覧のように、戦略的環境アセスメントと「EC.9/5」に書きました

が、それをめくって頂き、その裏側に「随想」と書いてあります。これは判例地方自治という法律の専門雑誌に私が書いたものですが、「意思形成過程の情報公開」と書いてあります。今のような上位計画段階や政策段階での情報公開ということになりますと、常に抵抗が生じます。特に意思形成情報というものが、なかなかオープンに出来ないと色々な理屈があります。しかしそれに対して私は、通常言われているようなことは、ほとんど根拠がなくて、むしろオープンにした方が、メリットが多い。プラス、マイナスがありますから、プラスだけではありません。マイナスもあります。相対で比較すると、プラスの方が大きいのだということを申しております。

例えば、無用な混乱が生じるという議論もあります。それから、自由な意見の表明が 阻害される、土地の買占めが生じると、だいたいこの3つが言われるのです。これに対 して、無用の混乱というのは、そうではなく社会的合意形成の時に必要な情報ですから、 必要かつ有用な混乱と私は言いたいです。

それから、自由な意見の表明が阻害されるか。これは、そんなことはありません。十分対応する措置がありますから、むしろ不透明で意思決定した場合の方が、色々な危害が加わります。例えば、成田空港の収用委員会の委員の方が、暴力事件で大変な目に遭われました。それも見えないからこそ、そのようなことがあったわけで、公開の場で議論していれば、むしろそのようなことは起こりにくい。警備もきちんとつきますから、むしろ自由な意見の表明が阻害されるということも、考えてみればそうではないということです。

それから、3番目の土地の買占めが生じるか。これは、あらかじめ色々な所が立地の候補地になるということになっていれば、地主は土地を売りません。ですから、土地の買占めは出来ません。これはインサイダー情報で、計画の決定に関して、特定の人だけが知っているから、密かに土地を買うわけです。地価が上ることを、ある人だけが知っているから、儲けることが出来るのです。みんなが知っていたら、出来ないわけです。だから、情報公開をした方がいいのです。土地の買占めは論理的に生じません。

このようなことがありますから、一般的に言われることは、実は論破出来るということが書いてあります。これは是非読んで頂きたいと思います。それから次のページでございます。

私は先程、日本不動産学会の役員をしていると申し上げましたが、これは不動産学会誌に4年前に書いたものです。「戦略的環境アセスメントとは何か」と書きました。土地利用の関連に着目して、今お話したようなことを詳しく書いております。例えば、土地利用の問題。それから少しめくって頂いて、この論文の右上の58ページに図1というものがあります。これは、先程OHPでご覧になったものが、もう少しお手元で見やすくなっております。戦略的環境アセスメントです。事業アセス、その上が計画アセス。その事業アセスと計画アセスの全てを含めて総称的に、戦略的環境アセスメントあるいは、略しましてSEAと呼んでおります。あとは「SEA導入の動き」ということで、書

いてあります。

また少しページをめくって先を急ぎます。世界の流れとしては、そのように始まっていることもありますが、日本では地方自治体でそういった動きが始まりましたが、まだ十分ではないと申し上げました。しかし具体的な例が、だんだんと積み上がっておりまして、一番新しい例がこの「EC.9/5-4」というところです。「長野県における戦略的アセスメントの実施」というタイトルのものでございます。右上に書いてありますように「環境アセスメント学会・第1回大会」が昨年、行われました。そこで発表したものでございますが、長野県では戦略的環境アセスメントを、いよいよ本格的に実施することが決まりまして、実は今年度スタートしますから、今ちょうど始まったところでございます。この紹介をしております。

この場合は、廃棄物処理施設計画の事例でございます。詳しいお話をする時間がございませんので、お読み頂きたいと思いますが、4ページめくって頂くと、最後にフローチャートが載っております。これをご覧頂きたいと思います。ここに「図1 長野県中信地区・廃棄物処理施設計画への SEA 適用プロセス」というフローチャートがございますが、よろしいですか。その左側の列が、いわゆる検討委員会方式で、会議をベースにしたパブリックインボルブメント。右側が戦略的環境アセスメントで、これは文章をベースにしたパブリックインボルブメントです。いずれも PI の種類です。ですから、アセスも PI の一種なのです。右側が文章ベースのアセスによる PI です。

OHP をご覧下さい。長野県の中信地区がお分かりにならない方は、こちらをご覧下さい。これは長野県です。左側に「中信」と書いてあるのが、松本市を中心とした中信地区です。信州の中央という意味なのでしょうか。なぜか、北が「北信」、東が「東信」、南が「南信」とですから、「西信」と言った方がよさそうなのですが、これは中信となっております。これが面白いところです。松本市が中心都市で、この地域はだいたい面積が長野県の3割くらいありますから、4,000平方キロメートルくらいあります。4,000平方キロメートルというのは、東京のだいたい2倍くらいある広いところです。広大なところで、廃棄物処理施設の立地を選ぶということは、大変な話でございます。

この検討委員会の前半の段階では、いわゆる会議をベースにして行いましたが、これは総論段階です。その合意は出来ました。今度は立地点を選ぶところまできました。最初はこのような施設を作らなくてもいいのではないかという議論もありましたが、総論段階でデータを積み重ね、議論をした結果、やはり施設が必要だという必要性の検討が終わりました。今度は立地です。なぜここかということになります。立地の段階では、色々な候補地が何十ヶ所と出てまいりますので、ステークホルダーがたくさん必要です。従って、そのような方々に情報を提供して、意見をもらう。そのようなプロセスが、代表者を集めた会議では不可能ですから、SEAを行います。

OHP をご覧下さい。フローチャートで示すと、このような具合です。左の政策段階、計画段階(基本計画)まで終わりました。右の計画段階(整備計画)のところに入りま

して、整備段階では立地の問題が大きいのです。ですから、整備計画段階では、立地選定の段階で行う SEA です。ですから、計画アセスの中でも一番事業の段階に近いところです。そこでのアセスが始まっております。お手元の資料を見て頂くと、先程のフローチャートが右の方の戦略アセスを行うというところで、戦略的環境アセスメントはこのような流れで行うというところまできまして、これが今ちょうど始まったところでございます。このようなことで、実際に戦略アセスと言っても、政策段階であったり、基本計画であったり、整備計画であったり、色々なところで出来るわけですが、長野の例では事業に一番近いところで始まったということです。以上、具体例をご紹介致しました。予定時間の 20 分少々を過ぎましたので、ここで終わりに致します。何かご質問等ございますか。もう少し詳しいお話が、次の英語の論文にも書いてありますので、これをご覧頂ければありがたいと思います。

吉田委員、どうぞ。

- **吉田委員** 大変興味のあるお話でした。私の途上国の計画等の経験からですと、この流れについて、実は多くの途上国の経験ですと、事業アセスがひっくり返って、また政策に戻るというようなこともあります。この流れ図ではいかにも一方通行で、政策から事業アセスへ一直線でいくのですが、このガイドラインでも注意すべきことは理念から入って一方通行で下に進み、理念が個別対応を縛りすぎて個別対応が身動きできない場合には、その現実のフィードバックが必要です。一方通行でいつも上位政策・戦略から下に進んでいくのではなく、現実的には下位の事業アセスを行うと上位計画がひっくり返ることがあると思いますが、そのようなことはないのですか。
- **原科共同議長** 今おっしゃったように、その可能性は十分あると思います。ただ、基本的にこのような流れで進んでいくと、手戻りが減るだろうという希望的な考え方です。ただ、それは吉田委員がおっしゃったように、計画制度がある程度出来ているところと、そうではないところがあります。いわゆる先進国であるところは、手続きが決まっておりまして、そのとおりに進みますので、そこで丁寧に行っていけば、あまり手戻りは起らない。それを起りにくくするために、PI というものがありますが、今おっしゃったように、場合によっては戻ることも十分あり得ると思います。
- **吉田委員** 経験から言うと、プロジェクトとポリシーの間の整合性の問題で、ポリシーがプロジェクトを決めるのか、逆にプロジェクトがポリシーを決めるのか、という二つの考え方も必要だと思います。ポリシーは、上の何もないところから生まれてくるわけではなく、実はプロジェクトの経験、プロジェクトのフィージビリティ、実際に行ってみて問題が起きる、環境の場合特にそうだと思います。いくら立派なガイドラインが出来ても、予測と実際は異なります。プロジェクトの集まりの経験が実は上のポリシーも決めているのだというというコンセプトが大切だと思います。是非点線を下から上に引いて、フィードバックを入れて欲しいと思います。
- **原科共同議長** それは、各国の計画制度によって、この形は変わると思います。ですか

ら、そのような意味で、吉田委員がおっしゃったような、手戻りがそこまで許されるシステムなのかどうかと思います。少なくとも日本の制度では大変難しいと思います。日本も欧米も、各国そうですので、議論いただいたのだと思います。ただ本質的には、そのように元に戻るというスタンスは必要だと思いますから、あり得るとは思いますが、出来るだけそのようなことがないようにしようというのが、基本的な考え方だと思っております。どうもありがとうございました。上條さん、どうぞ。

- 事務局 上條(以下 上條) JICA の上條です。質問が 2 点ありまして、1 点目は戦略アセスの手続きの方法です。頂いた資料の長野県の事例を見ますと、スクリーニングがあって、スコーピングがあって、準備書があって、評価書があるというようになっているのですが、事業プロジェクトレベルではなく、プランやプログラムレベルにいくと、非常に範囲も広くなって、どんなプランやプログラムでも環境や社会面というものが、要素として入りこんでしまうのではないかという気がします。手続きはやはり、資料にある事業アセスと同じように、スクリーニング、スコーピングという順番で行っていくのでしょうか。
- **原科共同議長** これは先程お話しましたが、戦略アセスといっても、政策段階で行うものと、計画段階(基本計画・整備計画)など色々あると申し上げました。実は政策段階というのは、中身がなかなか固まっておりません。ですから、通常の事業アセスとは全く違う感覚で行わなくてはなりません。手続き的にもおのずと変わってくると思います。私の考えというものは、むしろ計画段階(普通の事業アセスに近い段階)の場合には、事業アセスに準じた方法が使えるということで、ここではそのような方法をとっております。しかしもっと早い段階では、必ずしもこのような形で、きちんと行えるかどうかわかりませんから、それはまた違う方法になります。

そうなってくると、先程の左に検討委員会の方式で示してありますが、実はこの長野の経験もそのようなことで、アセスという形で行った方が効果的な場合と、検討委員会方式(代表者によるパネル討論)の方が効果的な場合があります。これは固定したメンバーが、継続的に議論をしていきます。ただこれは、公開しなければなりません。公開の場での議論という方が、今の感じでは進むかもしれない。ですから、政策段階に近ければ近いほど、そのような要素が強くなるでしょうし、事業に近ければ近いほど、このようなアセスのプロセスで出来ると思います。段階によって違うのではないかと思っております。

○ **上條** あと2点目の質問なのですが、この情報公開、住民参加のところなのですが、途上国で、このようなプランやプログラムレベルの何か計画を作るということを想定してみると、学識経験者の方ですとか、国際 NGO の方ですとか、関心がある方がいらっしゃるかと思います。そのような方に来て頂いて、原科共同議長がおっしゃったように、パネル形式で議論をしていくということは、1つ考えられると思うのですが、住民の方まで入って頂くということは、なかなか想定しづらいと思います。住民の方が入ってく

ることが想定しづらいということを、完全な情報公開や住民参加ではないと判断される のかどうかということをお聞きしたいと思います。パネル形式で、計画のプランやプロ グラムを作ったものであったとしても、それは戦略的環境アセスメントだと判断してよ ろしいのでしょうか。

○ **原科共同議長** 私の定義では、それは戦略的環境アセスメントだとは言いませんが、パブリックインボルブメントという広い概念で言えば、それも 1 つだと考えております。 私はこのように整理しました。パブリックインボルブメントは、環境配慮の手続きとして一番大事な 1 つの考え方です。ただそのためには、会議をベースにした方法と、文書をベースにした方法と 2 つあると考えます。

この2つはどのようなことかというと、会議をベースにして文書を補完的に使う方法と、それから文書をベースにしまして会議を補完的に使う方法という考え方です。アセスメントというのは、文書をベースにして会議は補完的なのです。ですから、アセスメントプロセスの中には、基本的には2回のパブリックコンサルテーションを行います。これは文書がベースです。文書がベースということの利点は、たくさんの人に情報を提供できる。たくさんの人から意見がもらえる。パブリックアクセスが非常に良いのです。ただ欠点は、2回しか出来ないのでフィードバックが足りません。十分に議論が出来ません。そこでアセスメントでは、2回が基本的なフィードバックのプロセスですが、その過程で例えば説明会を開いたり、公聴会を開いて意見をもらったり、あるいは意見検討会ということで、もっと継続的に議論する場を設けます。これは補完的に使っております。ですから基本的な情報は、文書をベースにしてアセス文書、そして意見書を行いますが、それの中身をさらに議論するために、会議の場を補完的に使います。そのようなことを組み合わせます。これがアセスメントです。

ですから、そのような意味で戦略的アセスメントというのは、アセスメントの1つですから、アセスメントはこのようなものだと定義します。そうすると、パブリックインボルブメントの1つの方法でありまして、それが今おっしゃったように、たくさんの方に文書を公開するということの実効性があまり高くない場合には、むしろパネルで行った方がいい。これはもう1つの方法で、会議をベースにしたものです。しかし、会議の中で当然きちんとした情報がないといけないので文書を作ります。議事録も大事です。議論したことを、次の会議に繋げなくてはいけません。ですから、議事録等をきちんと作ります。議事録を作る上で大事なことは、誰がどう発言したか。「Who said what」これが一番大事です。ステークホルダーがどのような関係で、どの専門家かということです。だから、我々の委員会もそうしております。文書を補完的に使う制度なのです。ですから、そのような方法でも、私は PI という点では十分だと思います。

ただこれが SEA かというと、そうではないと思います。そうした場合に、無理して SEA をしなくてもいいのではないかという気がします。それは両方の方法があって、 どちらかをそのケースにおいて、適切に使っていけばいいのではないかと考えておりま

す。アセスメントの研究家だから、少しこだわりもしますが、それほどこだわらずに、アセスの方法でもいいですし、それ以外の方法でもいいと思います。本質的にはパブリックインボルブメントを実質的に行うということ。それは先程申し上げました、レベル4の意味ある応答、参加をすることが一番大事だと思います。さらにいうと、社会的な議論をパブリックに、透明な形にしていくことが一番のポイントだと思います。そうすることによって、初めて社会的形成が合意されるのだと考えております。よろしいでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

- **佐藤委員** 環境部会の佐藤です。今日は氏家の代わりに代理で参りました。戦略アセスメントですが、この評価の確度というのは、情報量によって違うと思います。我々サイドから情報を発信するということも重要なのですが、相手側が持っている正確な情報が、どのくらい入手できるかということによって、色々と変わってくるのではないかと思います。我々も道路を作ったり、工業開発をしたりしても、他のプロジェクトや計画の動向が、なかなか分からない開発途上国では、その情報の確度が低くて、なかなか上手く伝わりません。本当に計画はあるのですが、どこまで本当にやる気があるのか。ただそれはアイディアだけなのか、きちんとスタディされているのか、よく分からない部分があります。確度ということを考えると、開発途上国で戦略アセスを行うのは、少し難しそうな感じがします。
- **原科共同議長** これは基本的に途上国だけではなく、先進国でも似たような状況があると思います。つまり相対的な問題ですが、事業アセスに比べて、基本的に戦略的アセスメントの段階の情報は、精度が低いです。だから政治的な判断も入ってくると思います。私の考え方は、事業アセスはかなり詳細な調査が必要ですが、SEA の段階ではある程度ラフでもいいだろう。むしろ誤差があることを前提として、判断していくということです。これが大事だと思います。

みなさんに 1 枚追加で配布致しました「入札情報」。これは先週の月曜日、5 月 26 日に説明会を開きまして、このような入札を始めました。これは立地選定段階ですが、田中知事は今年度 1 億 800 万円の予算を付けてくれました。そのうち 5000 万円ほど SEA に使えることになります。5000 万円を上限にして、SEA を進める企画提案をしてもらいます。このコンサルタントを選ぶ時に、他の例では指名競争入札などがありましたが、これはソフトな領域なので、むしろ企画コンペでございます。これはその公募の案内です。このような公募の案内が出ておりますが、このポイントは 5000 万円を上限とする金額、もう 1 つは期間が 8 ヶ月です。短期間です。通常、アセスは 2 年間くらいかけることが多いので、かなり短いです。8 ヶ月というのは、自然環境調査の方からすれば、「なんだ、駄目ではないか。最低 1 年はかかる」と思うかもしれません。四季折々の変化を見ますから、最低 1 年はかかります。そのような点で、これは通常の事業アセスに比べると、狂ったようなことをしておりますが、SEA というのはそのような段階で行う。

つまりラフな状況で、文献調査や若干の調査を加えるくらいにして、今のご質問のように、今は大変ラフな段階ですが、その段階で判断をするということになります。ですから、そのような前提で進みますから、その結果、先程吉田委員がおっしゃったように、場合によっては事業段階で元に戻ることもあり得るのです。SEA はそのような段階での情報を整理して、判断していくということになります。そのような意味で途上国の場合には、日本の場合よりも基礎になる情報がないということもありますから、大変難しいと思います。

しかしそうは言っても、そういった意思決定は、どの国でもそうした制約条件の中で行っているわけですから、同じベースでアセスのプロセスで行っても、おかしくないはずです。ですから基本的には、意思形成過程情報をどこまで公開できるか。そのことに係ってくると思います。その限られた情報の中で、いかに適切な判断をしていくか。事業段階に落ちて、もっと詳細な調査をして、おかしなことがあれば、もちろんフィードバックもあり得ると思います。おっしゃったことは、非常に大事なことだと考えますし、ポイントだと思います。SEAは通常のアセスとは違うのだということです。

当日参加者の方、どうぞ。

- **ECFA** 高梨氏 ECFA の高梨と申します。そうしますと、原科共同議長の戦略アセスというのを JICA の事業に当てはめた時そうなりますか。例えば開発調査ですとマスタープランと、フィージビリティスタディというのがあるわけですが、先程の用語でいうと、プランとプロジェクトが両方入ってきています。同じ調査の中で行われるフィージビリティスタディの概念は、あくまでもフィージブルかどうかを検討するということですと、計画アセスのニュアンスも強いのではないかと思います。開発調査に当てはめてどうなのか。一方、無償資金協力の基本計画調査ですと、調査は基本設計のための調査なのです。その段階で、環境社会配慮を行うということですが、それはいわゆる事業アセスに入ってしまい、計画アセスがないということになるのか。そのあたり、もしご知見があれば、教えて頂きたいと思います。
- **原科共同議長** マスタープランの話と、基本設計調査の話という2つの場合、だいぶ様子が違うのだとおっしゃいましたが、私もそう思います。そのような意味でフィージビリティスタディは、SEA にかなり近い段階で行うものだと私も思います。フィージビリティスタディにおいての違いは、環境配慮をどこまで出すかということが1つ。これは、これまで十分でなかったことだと思います。

もう1つは、公共のスペースで透明性を高くするということです。情報公開と住民参加という条件を、満たすようにしなければならない。これが2つめの違う点だと思います。そのような意味で、段階としてはF/Sに対応する段階だと思いますが、その主旨が違うのだと思います。それから基本設計調査における問題は、おっしゃるように、おそらく事業アセスに対応することだと思いますが、このあたり私はよく分からないので、むしろJICAの方に補足説明をして頂くと助かります。だいたいそのような段階だと私

は理解しましたが、どなたか教えて頂けますか。深田委員、どうぞ。

- 深田 例えば大使館から案件要請が上がってくる段階で、大使館がどのような意見をしてくるかということ。それから、前回私が申し上げたように、その後無償資金協力であれば基本設計に進む前に、その案件が環境社会配慮の観点から、実施すべき案件なのか、妥当なのかということを確認する調査。そのような意味での事前調査、予備調査。色々な名称がありますが、それを行うというのが計画段階ということになるのだと思います。さらに政府が事前調査を踏まえて、基本設計調査を行うか行わないかの判断をされる。そこはむしろ、事業段階になってくるのだろうと思います。
- **原科共同議長** そうすると、基本設計調査よりも前の事前調査段階が、計画段階に相当 するということでしょうか。
- **深田** はい。開発調査でも同じだろうと思います。開発調査でも、本当にその開発調査を行うか行わないかということで、予備調査を行うということを、これからもっと実践していかなければならないのだろうと思います。今は、必ずしも全部出来ていないということは事実だと思います。
- 原科共同議長 富本委員、どうぞ。
- **富本** 補足的に説明したいのですが、田中委員の関係でお話すると、開発調査で個別の、例えば道路プロジェクトの F/S をするといった時に、だいたい路線というものが決まってしまっている。それが実際に、どれくらいのレベルで設計をして、どれくらいの金額を出すかというあたりまでも踏み込んでいる。そうすると、先程のマスタープラン、ないしはセクタープランまで戻らないと、原科共同議長がおっしゃっているような、いわゆる全体の中の位置づけや、他の代替案との比較というのは出来ないと思います。従って JICA で言えば、セクターあたりまで戻らないといけません。その中で、出来るだけ住民移転が起らないような路線を、選んだりしなければなりません。

原科共同議長のご発言で1点確認したいのは、meaningful participation ということを我々は非常に気にしているのですが、例えば前政権に非常に社会主義的な傾向が強い国があったとして、それが最近解放されたが、まだ住民参加ということが一般化されていないようなところで、村長を集めたり、村のリーダーを集めたりして行ったということが、必ずしも住民の意見を十分反映したかどうかは分からない。そのようなことは、まだ非常に慣れていない、細かい規則もない国で、JICAが「このようにやりなさい」、このようにしなくても積極的にしないと participation とは言えないのだというように、リードしていくことが果たしていいのかどうか。これは先程の人権の問題に絡んでくるものですが、援助機関がある一定のリードを持って、引っ張っていくことはいいことだと思いますが、それが必ずしも社会にとって、成熟度に見合った方法なのかどうかというあたり、これは是非具体的な例として考えて頂きたいと思います。色々案件をしようとしている時に、JICAとして一定のコンディショナリティを課して、出来るだけ反対意見や賛成意見を、そのレベルで汲み上げたいと思っています。そのようなことを、住

民側、政府側、地方自治体側もなかなか慣れていないような時、どのようにしていくの かというあたりが、実は現場では非常に悩ましいのです。

○ **原科共同議長** そうですね。私も全くそのように思います。ですから、ヨーロッパ式の 方がという議論がどこまでうまく適用出来るかということは、非常に難しくなることだ と思います。ただ日本国内の場合には、町内会長等が出てくるということもありました。 日本はまた違いますが、途上国の場合には状況が違うと思いますから、それに関しては 相当程度新しい工夫が必要だと思います。ただ村長だけで行ったのでは、また後で問題 が出てくると思います。しかしダイレクトというのも難しい。その中間の領域でどのよ うな方法があるかという、新しい方法論開発が必要だと思います。

これは最近、色々と participation が工夫されています。田中委員からこの間ご紹介頂いたような方法もあります。それなどもヨーロッパと違う、我々日本的なアプローチもあると思います。特に紙に貼って行うといえば、日本で言う掲示法です。東洋の人は喋るよりも、書いた方がいいのです。日本人もそうです。学生でもそうです。学生に聞くと意見を出さないのに、意見を書かせるとみんな出してきます。そのような意味で違いがあるような、メンタリティやカルチャーがあると思うので、何とかして意見を集める工夫をしなければならないと思います。これはなかなか難しいですが、色々な地域にあわせて工夫をしなければならないと思います。松本委員、どうぞ。

○ 松本委員(メコン・ウォッチ) 2点ほどあります。1点目は質問なのですが、頂いた 資料を読みますと、きっかけは廃棄物処理を巡る問題があった。そこで、ある地域に建設がほぼ予定されていたものを振り出しに戻して、中信地区全体で戦略アセスをしたというのが経緯だというように理解しております。そうすると、原科共同議長がおっしゃったように、それを振り出しに戻すか戻さないかという意思決定、もしくは先程政治的意思とおっしゃっていましたが、それはとても重要だと感じました。それを、翻って、今回のJICAの議論に戻した時に、どのようなものは戦略アセスが必要で、どのようなものは戦略アセスが必要でないのかという議論になってくるのかと思います。私自身は出来るだけ上位計画の段階から、代替案が行われて、アセスが行われるべきだという立場ですし、考えなのです。実務上、このような立場から関わられた原科共同議長の立場からいって、現実には特に問題が発生していない段階から、戦略アセスを望んだ方がいいのか、それとも先程の吉田委員のお話にもありましたが、事業段階を考えた時に問題が出てきたものを振り出しに戻すために、この戦略アセスを使うのが実務的に有効なのか。そのあたりをどのようにお考えなのかということを、お聞きしたいのが1点です。

2点目は、まさに今富本委員から出された点ですが、私は様々な努力を JICA や JBIC がされていると理解をしておりますが、一方出来上がる報告書を見ると、苦悩が報告書に表れておりません。私はとある東南アジアの国のプロジェクトで、モニタリングをしておりますが、すでに政府がプロジェクトベースで決めてしまって、意思決定をして、移転地も整備を初めている段階で、プロジェクトに賛成か反対かという聞き取りをして

いるわけです。政府は意思決定をし、かつ移転地の整備を始めているわけです。その段階で、住民の合意形成がなされているかを聞きに行っているわけです。住民は動くものだと理解して、それに答えているところが、すごく強いわけです。それは、私は一定条件として報告書に書くべき話かと思います。このような条件の中で、このような聞き取りをしたら、このような答えであったというようなやり方によって、それを乗り越えるのが1つかと思います。あと、プロジェクトがされるかどうかは、それを見た融資機関が判断をするということになるかと思います。そのぐらいのことは是非、早急に対応して欲しいと思います。これは完全に意見でございます。メインは最初の質問です。

○ **原科共同議長** 2番目は要するにご意見ですね。1番目に対しましては、このことはセオリーと申しますか、理論的にはまさに、先程吉田委員がおっしゃったようなことになりますが、流れとしては上位の計画段階、あるいは政策段階で環境配慮の手続きをとることが、社会のフォーマルな制度としては良いと思います。しかしその段階では、なかなか一般地域住民の方は関心を持ってくれません。意見を求めても意見が出てきません。だんだん具体的に物事がみえてくると、意見が出てくるのです。どこでも、そんなものです。だから、行政や事業者は苦労するわけです。

ですからそのような意味で、基本的には地域の総合計画とか、マスタープラン段階での SEA が必要だと思っておりますが、個別の事業のところで紛争が起こった場合に、戻れる仕組みを持っておかなければならないと思います。実際にはそういった段階で、解決する場合があると思います。今のことに関しては、どちらか一方ではなく、両方の仕組みの準備が必要だと思います。ただ途上国の場合、そのような計画制度という点では、上から政策段階、計画段階、事業段階というフォーマルにきちんと進められるかといいますと、必ず難しい点があるかと思いますから、現実的には後者のような具体例が出た場合に、もう一度戻って行いましょうということで、実績を積み重ねていく。そのようなことを毎回していては、社会的なコストが生じますから、そうするのであれば、もっと前の段階で行った方がいいというように変わってくるかと思います。どうぞ。

- **松本委員(FoE Japan)** 1点は確認なのですが、このペーパーの中でも原科共同議長は、事業の必要性から議論することが必要であると書いてあるのですが、必要性について議論するということも、戦略的アセスメントの一環だと原科共同議長はお考えですか。
- 原科共同議長 私はそう考えております。
- 松本委員 (FoE Japan) もう1つは長野の経験で、必要性から議論することが重要であったというようなことについて、もう少しお話を伺えればと思うのが1点です。それともう1つは、深田委員からどのような場合に、JICAが適用できるのかという具体的なお話を頂いたわけですが、私も今回、戦略的アセスメントというものを、きちんとJICAのガイドラインの中で位置づけますということを定めることによって、例えば無償の場合、今の段階であれば基本設計という形だけになってしまっているかもしれませんが、その前段階の戦略的アセスメントの考え方を、きちんと配慮したプロジェクト形

成の形になっているのかどうかということを、むしろ基本設計を受ける前に確認して頂くという手続きが、新しいガイドラインには必要ではないかと思っております。

○ **原科共同議長** これは先程も申し上げたと思いますが、必要性の議論はアセスメントの 制度で行うべきだと思いますが、ただ本質は、アセスメントという形をとらなくても透 明な形で議論が出来るということであれば、こだわらなくていいと思います。ですから 検討委員会は、パネルの形式でもいいわけです。それが実際の現場で、どちらが効率的 かということです。一長一短ですから、どちらがより効率的かという判断で行えばいい と思います。

一般論で申しますと、原理的に総論段階の議論では、パネル形式で行える場合が多いです。つまりステークホルダーの数が基本的に多くなりません。ステークホルダーの数が多くならないということは、意見も出にくいということです。代表者や専門家が議論をしっかり行ってくれます。総論段階では、そのようなことです。各論段階になりますと、中身がはっきりしてきますから、たくさんの反対意見が出てきて、ステークホルダーが増えます。そうすると、継続的な議論の場が構成できなくなってしまいます。これはどのようなことかと申しますと、継続的な議論の場は経験側からいうと、メンバーは20 名程度までが限界です。これは日本の場合もそうですし、欧米の場合でもだいたいこの数に近いです。だいたい1回の議論が2~3時間、長くても4時間程度です。そこで十分な議論をするためには、20 名程度でないと難しいのです。これは経験からわかっておりますから、例えば最近の日本の委員会では15名くらいの、20名をきるくらいのものが増えてまいりました。

そのようなことから、それ以上人数が集まる会議を行うことは出来ません。そうなると、少し手間がかかるけれども、文書をベースにしてやり取りを行う。それだけでは十分議論が出来ませんから、当然意見交換会のようなものを開き、補完していくということになります。ですから、SEAというのはそのような位置づけです。それから、先程もおっしゃっていた基本設計の前にSEAということは、これは先程富本委員もおっしゃっていました。その前の事前調査の段階とおっしゃっていて、まさにその段階で必要なので、そこで実践を行うということは私も必要だと思います。山田委員、どうぞ。

○ 山田委員 現実問題として、今基本設計調査は計画段階のところだと思うのですが、予備調査はその前にされているかというと、予備調査も結局要請されたプロジェクトについてどうかということです。多分、本来そこに作ることが必要なのか、サイトはどこなのかということを、予備調査はカバーできるかと思うのですが、政策段階は無償資金協力が始まるもっと上の段階のところでの話し合い、プロセスだと思います。開発調査はマスタープランや、フィージビリティースタディがある程度は政策段階をカバーしていると思うのですが、無償資金協力はそのようなプランに基づいて要請してきた具体的なプロジェクトについて、さらに詳しく調べるために予備調査をするし、プロジェクトをどのようにするかというのは、基本設計調査で行うものです。政策段階のアセスメント

というのは、無償資金協力の場合は前段階で行われている気がします。

- **原科共同議長** ということは、その要請がくる前の段階ということで、当該国の中で行っている段階が、相談があれば可能だということですか。
- 山田委員 そこはもちろん、1 つには開発調査もありますし、それから相手国政府の中に日本からの技術協力として専門家が行けば、その人が必ずしも開発調査という形をとらなくても、技術協力でこのような考え方を入れる。あるいは、大使館やJICAの事務所からそのような考え方をインプットするということは、出来るのだろうと思います。
- **原科共同議長** わかりました。そうしますと、基本設計、無償資金協力の場合には、要請が出されるもう少し前の意思決定に遡って議論させて頂かないと、これは出来ないと思います。佐藤委員、どうぞ。
- **佐藤委員** 今の件に関することですが、日本でも戦略アセスというのは、かなり先進的なわけです。ましてや、開発途上国では皆無である。基本設計の前に戦略アセスを行うのか?現地政府なのか、JICA が送り込んだ事前調査団が行うのか。先程のお話ですと戦略アセスメントを行うのに 5,000 万円で、8ヶ月くらいかかるというお話ですと、現地政府が行うにしても、事前調査団が短い間で行うには、非常に制約があるのではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** なかなか難しいと思います。これをどうしたらいいか、これから検討しなければならないことだと思います。ただ考え方としてはそのようなことで、具体的にどんな方法を取るかということは、これからまさに追求していかなければならないことだと思います。そう簡単ではないと思いますが、ただこのことは必要なことで、ワールドバンク等は融資の場合に、アセス情報の公開や2回のパブリックコンサルテーションなど、色々条件をつけております。ワールドバンクでは部門別の計画アセスをすでに行っておりますから、これは1990年代中頃からですので、相当経験もあります。そのようなことで、諸外国で行っているわけです。日本もそれを行わない限り、バランスが悪くなってしまいますので、簡単ではないと思いますが、他の国に負けないように、早く行わなければならないと思います。どうぞ。
- **富本** 先程の山田委員のご指摘に関連したことなのですが、おそらく基本設計という形で要請を受けるのではなく、道路を作るという1つの概念として受けて、あとどう準備するかは、日本政府なり、JICA、JBICで考えるという方向が必要で、従って個別の道路がマスタープランやセクタープランを作られていない、あるいは戦略的アセスが成されていない場合には、当然開発調査や他の枠組みで技術協力を行って、枠組みを作ってからプランに入るというような前段階の前裁きと申しましょうか。このようなことが必要で、これまでもJICAの中で何回か行ってきましたが、正直言ってなかなか担当も違うし、これはJICAとして基本設計に入る前に、開発調査で行うべきだと外務省に申し上げた時に、スムーズに受けて頂ければ、ある程度は戦略アセスを行う可能性はあると思います。そのあたりのコミュニケーションを高めていく。それから現地で要請を出す

時に、現地の大使館なり JICA、JBIC の事務局が、これはまずマスタープランから入るべきだというような提言をするというような取り組みが必要かと思います。以上です。

- 原科共同議長 松本委員、どうぞ。
- **松本委員(メコン・ウォッチ)** 議事進行役ですが、原科共同議長からのインプットは とりあえず終わったということにして、4の項目に入るのかということを少し明確にし た方がいいと思います。原科共同議長の質疑応答が終わっているのかということが、明確ではないのでお願い致します。
- **原科共同議長** すみませんでした。私は、あと 20 分くらいあるので、もう少しいいかと思いますし、私としてはまだ色々とご意見を頂きたいと思っておりますが、実は今のことで大事だと思ったのは、結局全体のガイドラインの中で、どう SEA を位置づけていくかということは、特に富本委員から具体的なご提案もありました。そのようなことも、ご意見頂ければ大変ありがたいと思い、お聞きしていました。とにかくガイドラインを早く作らなければならないということもありますので、あと 20 分ですので、この件に関して特に発言されたい方が終わったら、切り上げたいと思います。
- **松本委員(メコン・ウォッチ)** というよりも、4の議論をした方がいいと思いました。 原科共同議長のご説明が終わったので、4に移った方がいいと思いました。
- **原科共同議長** 今おっしゃったような富本委員のご議論は、単なるご意見というよりも、 むしろここに入っていると思います。そのような枠組みでご議論頂きたいと思います。 村山委員、どうぞ。
- 村山委員 4の議論ということで、お話させて頂きたいのですが、私も原科共同議長から依頼を受けて、埼玉や長野のプロセスに実際に関わってきたのですが、確かにおっしゃるとおり、日本で行うのは難しいと思います。ただやはり大事なのは原科共同議長のレジメの最初に出てきているように、透明化ということと代替案の比較検討をいかに進めるかということだと思います。そのような意味では、開発調査なり、無償資金協力なり、それぞれ計画熟度のレベルが多分違うと思いますが、各レベルに応じて代替案の比較検討をいかに入れていくかということが、SEA の精神の 1 つだと思います。例えば開発調査であれば、代替案のバラエティは広がってくるだろう。ただし無償資金協力になれば、代替案の幅は縮まるかもしれない。

松本委員(FoE Japan)が再三おっしゃっているように、その事業が必要かどうかということまでも含めて、代替案を作っていくかどうかというところは、1つ議論をした方がいいのではないかと思います。原科共同議長のレジメにも入っておりますように、中止や代替案を行うか、行わないかも含めて比較検討をすれば、本当に必要ならそれをアセスメントの中で証明できるわけです。その場合、マイナスのインパクトだけではなく、プラスのインパクトも考えなくてはならない。そのようなプラスも含めて、プラス・マイナスを比較考慮した上で、やっぱりこれは実施した方がいいということであれば、それはアセスメントとして、SEA の中で評価できることだと思います。

そのような意味で、プロジェクトレベルで場所が決まっているというようなものであったとしても、行わなかった場合どうなるかということを比較検討できるわけですし、場所が決まっていないということであれば、その中で比較検討ができる。色々な検討のレベルが出てくると思います。そのような意味で代替案をいかに、このガイドラインの中に位置づけるかということは、重要なポイントではないかと思います。これは世銀のアセスメントに関するオペレーショナルポリシーの中にも、代替案の分析が明示的に書かれておりますから、そういったことをきちんとガイドラインの中に位置づけておく必要があるだろう。原案の4の書き方ですと、かなり中長期的な計画に対して、適用するというイメージが私の中では強いです。こうした計画も対象にできればいいのですが、日本でも非常に難しい部分があるので、もう少し事業レベルに近いところ、事業は決まっているけれど場所は決まっていない、事業の中身をもう少し変えられるような、そのような事業が固まる直前の段階のアセスメントというものを、いかに代替案として含めて行っていくかというところを、もう少し強調できればいいのではないかと思っております。

○ **原科共同議長** どうもありがとうございました。今おっしゃったことは、必要性の判断 のためには、いわゆるノーアクションと言っておりますが、その事業を行わない場合も 比較検討するということになります。その場合の枠組みは、日本で行われる環境面だけ ではなく、社会・経済的な効果も含めて検討するという枠組みになります。ここで OHP をご覧下さい。こちらの漫画にあるように、この「木」が環境です。左側に人がたくさんいます。これは「都市環境」で、東京の話でございます。これが示しておりますのは、 環境面と社会経済面を比較考慮する枠組みです。その枠組みで比較考慮をしなければならない。これはスコープです。

ですから、その上でノーアクションも比較するということだと思います。これは大変重要なことだと私は思います。必要性の検討をしないと出てきません。日本でも行った経験もありますが、これをすることによって、道路事業に対して建設を行った方がいいという住民の意見が多かった例がございます。実際に道路建設が決まったこともあります。必ずしも住民は反対ばかりではないということです。社会的な経済便益を考えた上で、環境配慮をどうするかということです。特にこれは環境以上に大きな便益があることもありますが、両方あり得るということです。鈴木さん、どうぞ。

○ **鈴木** 4について我々の方では、こういったようなマスタープラン的なものの中で、早い段階から環境社会配慮を行う仕組みとして、計画アセスの可能性について十分議論したいと申しましたのは、まさに今村山委員がおっしゃったような、代替案の検討や透明性といったようなものまで含めて、計画アセス、SEA という考え方で捉えるのであれば、まさに事例紹介でコスタ・リカのテンピスケ川の代替案を検討した例をご説明したと思いますが、あのような形での開発調査の代替案検討というのは十分できますし、これは実際に行った例でございます。透明性を確保した形で、代替案を検討したというこ

とになりますので、このような観点からしますと、逆に SEA なり戦略的アセスという言葉で、我々勉強不足の部分もございますが、まさに上位のマスタープラン的なものでしか導入し得ないのではないかというように考えがちな部分がございましたので、このような表現になったのですが、どう計画アセスなり戦略的アセスを捉えていって、どのようにガイドラインで考えていくのか。これを一応明確にして頂くことによって、いわゆる代替案の検討ですとか、透明性を確保した形で行っていくということであれば十分対応し得る話ではないかと思います。

- **原科共同議長** どうもありがとうございます。それでは、急がせて申し訳ないのですが、 5番目の環境システムの適用ということがございます。時間があまりないので難しいか もしれませんが、このあたりも合わせまして議論して頂きたいと思いますが、無理でし ょうか。いいですか。環境管理システムの適用に関しましては、一回ご紹介頂いており ます。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 今の議論で1つだけよろしいでしょうか。今の文章で「早い段階で」とありましたが、その早い段階というのはお互いイメージが違ってしまっているということに議論があるような気がします。開発調査、無償資金協力にしても、案件検討という段階もその対象とするのかということは、ある程度明確にしておくべきではないかと思います。コスタ・リカの案件というのは、事前調査の段階からの話だったと思います。私は聞いておりまして、頑張ったという印象が強いです。頑張らなければいけないということに問題があるような気がしますので、そのあたりをもう少し明確にしてほしいというのが1つの意見です。

もう1つの意見は、5番目の環境管理システムについてです。時代の流れからしても、JICAの中にこの環境管理システムを入れることは大賛成です。ところが、今までにない経験ですから、どのように行うかということの検討が必要かと思います。基本的には相手側の事業者が行うことになるかと思いますが、環境マネージメントシステムという言葉を使っております。ここで広い意味で使うか、狭い意味で使うか。今回は狭い意味で ISO だけを表現しておりますが、私はもっと広い意味で使うべきではないかと思います。というのは、「ISO14001の」ではなく、「などの」と書いて欲しい。理由は、日本の環境情勢を振り返りますと、最初20年くらいは規制できまして、ここ15年くらいは誘導的な行政をしており、そこで色々なツール、経験を積み上げているわけです。これらの経験も活用すべきではないかと思います。ISOが全てではないと思っております。日本も今1万を越える事業者や自治体がISOをとりまして、世界の取得件数の半数を超えております。しかし、ほとんどお金があり、手間があり、人材があるところしか取れておりませんので、中小企業は取れておりません。その時、日本は独自の中小企業向けのシステムを開発しました。このようなものも大いにこれから途上国に伝達すべきではないかと感じておりますので、是非幅を広く表現をしてほしいということが1つの意

見でございました。

最後になりますが、JICA も 10 月から独立行政法人になられるわけで、新しい法律を 読ませて頂きますが、なかなか理解できません。しかし、相手方に環境管理システムを 要求する以上は、遠かれ早かれ JICA を取得せざるを得ないだろうというのが、最後の 意見です。以上でございます。

- **原科共同議長** 環境管理システムを幅広い概念で捉えるべきだというのは、おっしゃる とおりだと思います。JICA に関しては、しっかり取ってくれということでした。分か りました。小川委員、どうぞ。
- 小川委員 小川でございます。環境管理システムのところで2つ書いてありますが、2 つめの方は、当該事業に伴う環境管理ということで、これは今までの環境社会配慮の色々なやり方の中でも、標準的に行っていることだと思います。ですから今回の JICA のガイドラインということで考えれば、第一に必ず行うべきことは、2 つめの点の環境管理ではないかと思います。その上でご提案がありましたような ISO などの環境管理ということも、今後重要になってくると思いますが、これはそのプロジェクトそのものにどう結びつけるかというのは、どうしたらいいのか分からないという気が致しますので、プロジェクトプロセスで入れていくのか、それとも別な形の技術移転にするのかということをよく考える必要があると思います。

それから計画アセスメントについて申し上げますが、この場の議論で大分理解が深まったと思いますので、ガイドライン上、計画アセスメントをどう理解するか、具体的に何なのかということをしっかり書いておくべきところと、それから各手続きの中で議論になりましたように、マスタープランのところで、一体どのようなことを求めていくのか。それから、フィージビリティスタディのところで、どのようなことを求めてくるのか。できるだけ、ふわっとした形ではなくこれをするのだというように書き込むことがいいと思います。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。他にご意見ございますか。澤井委員、 どうぞ。
- **澤井委員** 環境管理システムですが、私も2番目のことを中心に議論する方がいいと思っております。通常 EIA の中には、環境管理システムの項目というのは触れられておりますし、ある組織のシステムを構築すると、それはそれで1つの立派な技術協力のプロジェクトになるのではないかという感じがします。ISO の適用をJICA から働きかけるというような記述も1番に書いてありますが、これがいいのかどうかというのは、慎重な議論が必要だと思います。

環境管理システムを機能させるのは、ISO だけではなく、他にも色々なやり方があるでしょうし、それから途上国の企業が ISO を取りにいくというのは、それなりにインセンティブが働いているからです。今 ISO がないと入札に参加できない、物を買ってもらえない、資金調達ができないという状況ですから、ISO を取得するインセンティブ

が働いているわけです。それはそれで、競争原理で企業が行えばいいのでしょうが、それを JICA が相手にしている事業実施主体、政府あるいは公共団体のようなところで、インセンティブを働かせながら、ISO の適用を働きかけていくかというと、それは難しい面が必ず出てくるのではないかと思っておりますので、この環境管理システムは、ISO と切り離して議論した方がいいのではないかと思います。

- **原科共同議長** むしろプロジェクトの結果のフォローアップを中心にしたような環境 管理というのは、そのようなところに焦点を合わせるべきだということですか。
- **澤井委員** それが1つと、もしある組織の環境管理システムを行うのであれば、それは1つの技術協力の立派なプロジェクトとして扱っていくのが、よくあるケースなのではないかと思います。
- **原科共同議長** なるほど。他に何かございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員(FoE Japan)** 計画アセス・戦略アセスに関する意見なのですが、先程からいくつか意見が出ておりますように、政府全体の政策というところというのは、かなり難しいところもあるだろうと思っております。個別の案件とまではいかなくとも、先程お話がありました、道路の案件など、ある程度どのようなプロジェクトというようなことを念頭においたような形で行うのが、非常に現実的ではないかと思います。

ただそういったプロジェクトのベースにおいても、先程原科共同議長のお話にありましたような、必要性の確認(ニーズアセスメント)ということが、十分可能かと思っております。例えばニーズアセスメントの中で、住民参加の元でのニーズの確認、あるいはステークホルダーとの開発の目的の共有というような形でのニーズアセスというのは可能ではないかということが一点です。

もう1つは、オプションアセス。代替案の検討ですが、これは世界ダム委員会のレコメンデーションの中で、どのような住民参加で、プロジェクト形成を考えていく必要があるのかという中に出されていくことですけれども、オプションアセスの中で、住民の協議の元での代替案のリストの作成、それと代替案の評価。それと最終案の決定に対する協議。幅広いセクターにおける代替案の検討というものを、世界ダム委員会のレコメンデーションの中の、オプションアセスメントをどうするのかという中で出ておりました。このようなことであれば、具体的に可能なのではないかと思っておりまして、具体的にはこの4のところで、どのように書くのかということや、基本的な考え方についてここに書いて、さらに具体的な手続きに関しては、手続きの中でこのような中身を確認する必要がある。あるいは確保していく必要があるというような形で、手続きの中で落としていく必要があるのではないかと思います。その中でまた具体的な提案をまた出させて頂きたいと思います。

- **原科共同議長** わかりました。他にご意見ございますか。國島共同議長、どうぞ。
- **國島共同議長** 先程佐藤委員から、JICAが使う案件は、非常に上流側のことが多くて、 その時に色々な意味での報告書を作る際、情報が部分的であったり、プロとして不十分

としか思えない状態に直面していたりというお話をされており、そうだろうと想像できました。そのような場合と、プロフェッショナルとして、十分とは言えないまでも、情報やデータがあって、色々な報告や成果物がある。それは印がついているのでしょうか。この報告書はやや不十分である、でもこちらはかなり自信があるというような場合に、両方とも成果物としては同じような信頼性があるというように、書かざるを得ないものでしょうか。

- **佐藤委員** 限られた経験ですが、よく見て、よく読むと、これは半信半疑である、他の 計画と整合性が取れていないということもありますし、「これは本当だ」と思うような ものもある。これは色々な人に聞いてみて、この計画はどこまで進んでいるのか、これ は良いのか、悪いのかということを何人かの人によく聞いてみないとわからない。その 計画がオーソライズされていたとしても、途中でひっくり返る可能性もありますし、な くなってしまう場合もあります。それは色々です。その中でどれが正しいのかというの は、色々聞いたり、見たり、話をして初めてわかるということだと思います。最後まで 分からないということもあります。
- **國島共同議長** そうしますと、なかなか公式には印が付いていないものだというように、 理解してよろしいのですね。別に非難しているわけではありません。
- **佐藤委員** 出てきた資料の中に偉い人の名前があったとしても、それが実際にオーソライズされたものとは限らないし、それが本当に真剣になって、相手側が実施しようというとも考えられない場合もあります。
- **國島共同議長** 私は先程の松本委員(FoE Japan)の意見をはじめ、みなさんの意見を聞いていて、今言った前提となるデータや情報というのは、色々な人が一生懸命実施していけば、変化していきます。ですから、ダイナミックな状況を、比較的始めの段階から、政府の行うことですからいい加減では困りますが、ある程度のそこの不確かさ(前提条件・過程条件)のようなもので、このような目的を設定し、このような手段をし、このような制約条件を考慮して、このようなことをして、中止にする。そこの透明性や、データや情報の共有というところのからくりを、今に比べてうまく作るということが、みなさんのおっしゃっていた色々なことを活かすいい方法ではないかと思います。そこを是非ガイドラインで書いていければいいのではと思います。
- 佐藤委員 そうですね。例えば、我々が集めた色々なインフォメーションがあります。 それをどこまで公開するのか、あるいは公にしないのか。公にしても良い場合は、調査 の中で情報をみんなに示してしまい議論してもらうというのも、1つの手かと思います。 それには、相手側との信頼関係というのを、きちんと確保しておくというのも重要だと 思います。
- **原科共同議長** どうもありがとうございました。大変重要なポイントを議論して頂いた と思います。そのような情報が、どこまでオープンになるかで決まります。他にござい ますか。予定時間がそろそろまいりましたが、まだ他にご意見ある方はどうぞ。山田委

員、どうぞ。

- 山田委員 若干今のお話に関係するのですが、情報をオープンにしていく、透明性を高めていくというのは、非常に重要なことだと思います。今議論されて、途上国の援助に多く関わってきた JICA の方はわかるかと思いますが、日本や先進国では物事がだいたい起こるだろうと思うと、そうなるわけです。「明日、私は飛行機に乗って行こう」、「電車に乗って、ここへ行こう」ということになると、だいたいそうなるのですが、途上国ではそうならない国の方がむしろ多い。そのようなところに、日本で望ましいシステムをどう持ち込んでいくかというのが、現に援助をされている人たちの悩みだろうと思います。なかなか日本のルール、先進国のルールを援助に持ち込む時にどうするかということが、現場でやっておられる関係者の悩みだろうと思います。
- **原科共同議長** そうですね。そういった点も配慮した上で、今の基本原則というのは、 地域、地域の状況を十分考えるような仕組みを作らなければならないと思います。作本 委員、どうぞ。
- 作本委員 先程澤井委員がおっしゃられた ISO14001 ですが、1 つには公害防止技術の水準を引き上げるということは、賛成の面もあるのですが、もう 1 つは貿易バリアとしてのマイナス面がよく議論になりますので、やはり JICA がここで公式に取り上げるというのは、貿易バリアで JICA が ISO の認定をしている国しか使わないのではないかという別の誤解を与えますので、「ISO14001 など」という例示みたいな形で環境管理を促進していくというのであれば、私は大賛成です。
- **原科共同議長** 今のことは十分考慮して、起草グループの方に起草をお願いしたいと思います。松本委員、どうぞ。
- 松本委員(FoE Japan) 度々すみません。先程の計画アセス・戦略アセスのところなのですが、世界ダム委員会の勧告についてご紹介させて頂きましたが、この世界ダム委員会の勧告の中で、ニーズアセス・オプションアセスとして非常に重要な位置づけとして書かれておりますので、是非 JICA の改定の中で、この勧告について取り入れていくような方向で検討して頂きたいと思います。
- **原科共同議長** そのようなご意見を頂きました。それも課題にして下さい。田中委員、 どうぞ。
- 田中委員 今の計画アセスに関しまして、休憩の前に私は要請段階というのが非常に重要だと言いました。その要請段階で先方の事業実施主体の方、あるいは政府の中で、例えば道路案件というのが非常に熟度を増して、パブリックインボルブメントもこのように考えているというようなことを、きちんと書いて日本に要請しないと、なかなか採択されないというような形に、特に大規模な案件に関しては、そうしていく必要があると思います。ですから、これは JICA では出来ない部分ですが、非常に重要なことですので、この委員会の中で1つの大きな議論になるといいかと個人的には思っております。
- **原科共同議長** どうもありがとうございます。今の点もきちんと盛り込むようにしたい

と思います。ドラフトを作成することを慌ててしまいますが、ドラフトを書いて頂いて、 今のことはそれなりに表現できればというように、進めたいと思います。5分ほどオー バー致しましたので、このあたりで切り上げたいと思います。当日参加者の方、どうぞ。

- **国際航業(株) 田島氏(以下 田島氏)** 国際航業の田島と申しますが、何人かの委員の方にメールで、手続きについてのコメントを出したのですが、1つは先程田中委員がおっしゃったことと同じ意見で、私は初期段階(開発調査と無償資金協力、技術プロジェクト)の TOR の要請時点で、環境アセスを相手国政府・実施機関に理解させる必要があると思います。 TOR の中で、日本政府が環境アセスメントの実施を要求した場合は、要請政府・実施機関は、環境アセスを行う義務があることを記述する。また加えてTORに環境アセスの評価シート(概要)をつけさせる。
- **原科共同議長** すみません。手続きの問題ですね。
- **田島氏** 手続きの問題ですが、TOR で、相手国政府が案件を出す時点で環境アセスの必要性を理解させるのです。日本政府に案件を要請する TOR で、日本政府が環境アセスの必要性を確認した場合は、要請国政府・実施機関は環境アセスを実施しますということをきちんと明記する。むしろ TOR の中で要請国政府・実施機関に環境アセスの必要性を確認させるということが重要だと思います。
- 原科共同議長 なるほど。今の件で書いたものがあるのですか。
- 田島氏 わかりませんが。
- **原科共同議長** それでしたら先程、事務局にありました。今日の議論の進み方ですと、 手続きまで進められないので、次回議論したいと思います。次回はご参加頂けますか。
- 田島氏 わかりませんが、出来るかと思います。
- **原科共同議長** 次回は 6 月 20 日です。もし可能でしたら、その時にご説明頂けると助かります。ご出席頂けますか。
- **田島氏** 約束はできませんが、出席できれば致します。
- **原科共同議長** 資料は頂きましたので、次回の資料として配布致します。その上でご説明して頂けると助かります。よろしいでしょうか。今手元にないので、口頭で言って頂いてもいいのですが、出来ましたら手元に資料があった方がいいと思います。もしご出席頂けない場合がございましたら、事務局から補足説明して頂くことにします。よろしいでしょうか。ご意見頂き、ありがとうございました。時間も過ぎましたので、このあたりで切り上げさせて頂きますが、何かございますか。それでは、事務局から補足して下さい。
- **鈴木** 次回は、今日の資料の 1 枚目に書いてありますが、6 月 20 日金曜日 14 時から 17 時ということで、場所がまた変わります。申し訳ございません。なかなか大きい会議室が取れないものですから。広尾にございます、協力隊の事務局ということで、資料の一番後ろに地図が付いております。青年海外協力隊広尾訓練センターというところでございます。場所は、地下鉄日比谷線の広尾駅で、歩いてすぐのところでございます。

地下鉄の日比谷線の広尾駅から、歩いて3分と書いてあります。毎回場所が変わり、申し訳ございません。よろしくお願い致します。6月27日からまた市ヶ谷に戻ることになるかと思いますので、よろしくお願い致します。

○ **原科共同議長** 毎回場所が変わりますので、ご注意下さい。先程ご意見頂きました件は、 次回資料を配布したいと思います。それから本日ご紹介できなかった資料「EC.9/8」で すが、農林水産省の木下委員からのご意見は、これも次回の手続きのところで紹介させ て頂きます。次回の議長は、國島共同議長にお願いしたいと思います。議長、よろしく お願い致します。それでは、どうもありがとうございました。

午後五時十一分 閉会